

令和4年第6回(9月)川南町議会定例会会議録

令和4年9月7日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年9月7日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 河野 浩一 君 (1) 今後の農業情勢について
- 2 川上 昇 君 (1) 次代を担う人づくり基金事業について
(2) 移動交番車の活用について
(3) 人材育成の推進事業について
(4) 鳥獣被害の現状と対策について
- 3 内藤 逸子 君 (1) 税の滞納処分について
(2) インボイス制度導入について
(3) 子育て支援策について
- 4 蓑原 敏朗 君 (1) 町発注委託業務
(2) スポーツランド構想
(3) 西都救急病院
- 5 河野 禎明 君 (1) 耕作放棄地の利用について
(2) 令和4年度行政座談会の説明について

日程第2 議案第47号 川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて

日程第3 議案第48号 川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

日程第4 議案第49号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第50号 川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

日程第6 議案第51号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第4号)

日程第7 議案第52号 令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第53号 令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第9 議案第54号 令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第55号 令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第 1号 令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 令和3年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり 課長補佐	今井 孝洋 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

ここで町長より発言を求められていますので、これを許可します。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。台風11号について報告をさせていただきます。

まずは、議員の皆様のご配慮によって、日程を変更していただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

月曜日、午後1時から避難所を、一般の避難所、それから場所は特定できないようにということでしたけど、コロナ関係者の避難所を設置させていただきました。一般のほうに自主避難者4名が来られまして、翌日の朝には皆さん帰られました。

被害については、特に報告は受けておりません。被害はないということで認識しております。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） 以上で報告を終わります。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のために申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、河野浩一君に発言を許します。

○議員（河野 浩一君） おはようございます。初めてのトップバッターで一般質問をするわけですが、よろしく申し上げます。

通告書に従って一般質問を行います。

私事で恐縮ですが、私は平成15年頃から農協を通じてレタスを栽培しております。東京の三菱商事を通じて、埼玉県のキューピーというところに出荷しておりました。約20年間相場が高くて安くても、いつも一緒の値段で、お互いに信用できる間柄だと思っておりました。シーズン前には向こうから挨拶に来て、それからこちらからも何度かやっぱり挨拶に行ったこともあります。

ところが、3年前ぐらいから急に、取引先からもう要らないと言ってきました。原因は、どこにでも安くて手に入るし、宮崎の遠いところから買わなくても、近くでもっと新鮮な品物があるからということです。農協、経済連にも相談して、ほかに買い手を探してもらっているけど、どこも豊作貧乏で生産過剰で物があふれているそうです。

先日の台風11号も来ましたが、大した被害もありません。問題は何か生育中にうまくできない、台風みたいな被害がない限りは立派にできて豊作になってしまいます。ほかの白菜、キャベツ、ブロッコリーなど冬場の野菜は全て一緒だという話です。

川南は、夏場は暑くて栽培する野菜は限られております。今までは冬場に力を入れてやってきたのですが、この豊作が続くと農家の生活は苦しくなるばかりです。自分の生活は自分で切り開くのが当然です。自分で考えてやっていくのが当たり前のことですが、今の状況だと農業を続けていくことも難しいし、後継者もいなくなってしまうおそれがあると思いますが、このことに対して町長はどう思われますか。

あとは一般席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われたとおり、私も長年農業をやっておりましたので、どの仕事もいろんな苦労はあるかと思いますが、農業の中で一番つらかったのは、うまくできたのに安くて利益が少ない。非常に残念な思いは何度もしてきたところであります。

それについてどう思うかということではありますが、個人的な部分と今の立場としての意見ですが、立場としては一般的な話で言えば、頑張った人はそれだけ利益が出るという社会が一番理想であると信じます。ということであれば、農家の皆さんにそれを適用するのであれば、価格がうまく転嫁できる仕組み、そういうルールづくりをつくるというのはもう、全国の農家はみんな願いを持っているんだろうと思います。

農協も行政もできる範囲では、そういう方向に進むべきであるというのは思っておりますが、じゃ具体的にどうするかということになります。今議員が言われたとおり、契約栽培も一つであろうかと思えます。品目いろんなことがありますので、その品目ごとの対策というのは当然必要かと思えます。一般論で言えば、そのぐらいしか言えないと思えますが、もう一度言いますが、やっぱり我々この町が、農業が基幹産業であるというのは十分承知しておりますので、一体となって、一体というのは関係機関、何とかいい形で、いい方向に進めるように日々考えているところであります。

○議員（河野 浩一君） さっき言った事情で、私個人としてはレタス栽培は今年はやめました。植えてみても金にならないことは、やめたほうがましです。やめざるを得ないということにもなるかと思えます。

それから、過去5年間の農家のコスト、今との違い、それから50歳以下の農業後継者の数が分かれば教えてほしいです。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

5年前と現在との農家戸数ということなんですが、農林業センサスが2020年と2015年に行われております。そのときの数字を申し上げますと、2020年の川南町の農業経営体数としては682、販売農家、いわゆる販売農家というのは経営耕地面積が30アール以上で1年間の農産物の販売金額が50万以上の農家のことを言いますが、そちらが641となっております。それに対しましての2015年の農業経営体数としては771、販売農家戸数としては725となっております。約5年間で11%程度の農家が減少しているというような状況でございます。以上でございます。

すいません、農業後継者の数はという御質問もありました、大変申し訳ありません。全農家に対して後継者がいるかどうかの調査というのは実施しておりませんが、認定農業者に関しては、そういう調査も行っております。認定農業者が現在367経営体あるんですが、そのうち50歳以下の経営者というのが113、50歳以上の経営者で後継者がいるというところが124ございました。認定農業者のうち約65%が若い経営者もしくは後継者がいるというふうにご回答しております。以上でございます。

○議員（河野 浩一君） そんなら農業者は、2015年と20年、5年間で100人ぐらい減ったということになるかと思えます。この分で行くと、だんだんと減っていくだけの話になるんじゃないかと私は思います。

それから、今年送料無料の事業は昨年と比べて遅かったように思います。この事業は、売る人も買う人もみんな喜んでいてと思います。町民が喜ぶことはもっと早く始めて、盛大にやってほしいと思います。

それから、この事業はほかの市町村でもやっているのかどうかお聞きします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

どこの自治体がやっているかという調査は行っておりませんが、昨年は川南町がやっているということで都農町も実施したというふうに認識しておりますが、今年度はやっていないというふうに聞いております。以上でございます。

事業実施が遅れた理由ということではありますが、当初予算に盛り込まずに今回は臨時会で予算を承認頂いたかと思えます。これはコロナ関係の交付金を経済対策に回すということで、当初予算でなく臨時会のほうで承認を頂いて、それからスタートしたものだと考えております。以上でございます。

○議員（河野 浩一君） どうか送料無料は大いにやっていただけるようお願いしておきます。

それから、私の親戚の人が自分の土地を跡取りもおらんので誰か買う人はいないかという話がありました。しかし、近くの人に聞いたけど、誰もおりません。それから何年か経過して、売れないならあんたにくれるわと言われました。しかし、私ももらっても後の管理をしなくてはならないので、要らないと言いました。私が要らないなら、誰か近くの地権者でもらってくれる人はいないかと言われましたので、近くの人に聞いて回りました。そしたら、自分の土地も要らないから誰か引き取ってもらえないかという返事が来ました。そういう人が何人かおりました。

何年か前には高く売れて、今ではソーラーがついているところが近くにありますが。今では売電価格も安くて買ってくれません。これは農家が高齢化したことと、何の作物を作ってもうまくいかないから土地を求めてもやっていけないから必要ないということだと思えます。無料で土地をくれても要らないという人が町内でも何人かはおられると思えます。これは川南町の若い人が農業に対して魅力がないからだと思えます。

先ほども言いましたけど、町長は川南はビニールハウスでの移住が多いと常日頃から言われていますが、この広い大地を利用している農業者をどのように考えているか、どのように指導していくつもりか、もう一度伺います。

○町長（日高 昭彦君） 農業についてであります。一つだけ私と考えが違うのは、農業に魅力がないとは私は思っておりません。ただし、苦しい場面があったり、どうしていいかわからない人たちがいるのは事実だと思います。そこら辺のギャップというか、うまく方向を決めていけたら、またいいんだろうと思いますが、ハウスのほうは特にトレーニングハウスをやっておりますので、そちらのほうで確かに増えております。

今、県と一緒に露地園芸のほうでも、児湯農林振興局指導の中ではありますが、一貫した生産から加工までそういう仕組みができないかということも取り組んでいるところがございます。あと何かあれば。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

産業推進課としても今年度農家を支援する策といたしまして、今年度は収入保険の加入支援事業というのを、この冬から始める予定にしておりますし、そのほかに時代につなぐ園芸産地づくり事業といたしまして、今回メニューの中に露地園芸の資材を入れたり。あと持続可能な農業のための青年農業者支援事業ということで後継者のための支援を行ったり、あと先ほど議員が言われたような特産品の送料助成、あと7月の臨時会で御承認頂きました農業生産資材価格高騰対策支援事業、こちらも非常に好評で、7月の臨時会直後に募集を始めたところも、ほぼ埋まってしまったような状況でございます。以上でございます。

○議員（河野 浩一君） 肥料とか飼料とかが高くなって倍ぐらいになったということで、そこ辺のところは先ほどの説明の中に入っているんでしょうね。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

飼料については、先ほどの資材価格高騰対策等になるかと思うんですが、それ以外に肥料に関しては、今度の秋肥、来年度の春肥に対して国が肥料の増加分の7割を補填する事業が今後始まります。それは令和4年の6月から来年の5月に購入した肥料が対象になりまして、前年から増加した肥料費の7割を支援金として交付することにしております。

J Aで肥料購入している農家に対しては、J Aで受付をするということで、それ以外の農家に対しては、町のほうで受付をする予定にしております。以上でございます。

○議員（河野 浩一君） ありがとうございます。前にも言ったことがあると思うんですけど、町長は農家訪問とかして実情を聞いて回ったことがありますか。

○町長（日高 昭彦君） 農家訪問というか、私も農家ですから常にそういう状態ではあります。ということは、実情は私の知る限りでは聞いているつもりではあります。

○議員（河野 浩一君） 私は、町長以外にほかの人の意見を聞いて回ったことがあるかということを知りたいんです。ほかの農家の人のことを聞いて回ったことがあるかということを知りたいんです。（発言する者あり）何。（「はい」と呼ぶ者あり）そんなら、そのことに

対しての感想を聞かせていただきたい。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどもお答えをさせていただいたつもりですが、常に私の周り農家もいらっしやいますし、いろんな地区の行事だったり町内の行事に行ったときに、いろんな話はさせていただいております。

先ほど言ったように農業に魅力がないとは思いませんが、本当に苦しんでおられる方がたくさんいられるのは承知しております。それはなぜかと言うのは、先ほど言ったやはり自分で価格を決められないとか、豊作貧乏とかいろんな要因はあるかと思いますが、やはり産業というものをこれからどうやったら確立していけるのか、それはこれからのずっと永遠のテーマであるとは感じております。

○議員（河野 浩一君） よく分かりました。

それから、国とか県とかいろんな対策を取ってくれていますが、町としても何か町自体でも手だてがないか、しっかりと考えていただきたいと思います。

それから、先に言いましたけど、送料無料は本当にいいことだと思いますので、ぜひとも年中やってくれるような体制はできないものかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

送料無料に関しては非常に好評であるということなので、今後継続については、また今年度の事業の様子を見ながら、継続するのかどうかというのは今後考えていきたいと思っております。

あと町としても農家を支援するということから、数年前から全国規模の展示会に町としてブースを出展するようにしております。そこに例えば農業者の団体であるとか、法人関係が契約栽培であるとか、取引先を求めて手を挙げてくれるといいんですが、なかなかそういうことに手が挙がってこないような状況がございますので、今後広報等しっかり行って、そういうふうな農業の振興についても考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（河野 浩一君） とにかく農家が潤うようなことをどんどんやっていていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告に従い、次代を担う人づくり基金事業、移動交番車の活用、人材育成の推進事業及び鳥獣被害の現状と対策の4件について伺いますので、よろしく願いいたします。

まず、質問の前に申し上げておきたいことがあります。さきの6月定例会の一般質問で、私はこの川南町には農畜産物や水産物、さらにはこれらを原材料とする製造業も複数あるので、町のホームページはじめウェブや冊子などで町の特産品を大々的に紹介してはいかかかと申し上げました。さらに当時、特産品を検索すると、ふるさと納税のページに案内され、興ざめしてしまうとも申し上げました。その際、町の担当課長は、特産品についてはホーム

ページにできるだけ早く掲載していきたい。また、川南合衆国のホームページでも特産品などのPRをしたいとの答弁をされました。先日、町のホームページを見ましたら、早速食材の宝庫、川南町の特産品として8つのグループに分けて紹介されていました。一方、川南合衆国のページでは、私の場合、行き当たりませんでしたが、とにかくその特産品ですが、つくり方や見せ方はいろいろあるでしょうが、まずは特産品の紹介としては十分に役目を果たしていると思います。川南町のファンも、このことで少しは増えていくのではと期待しているところです。ここに、そのことに対し敬意を申し上げておきたいと存じます。

では、質問に入ります。次代を担う人づくり基金事業についてであります。本年6月に発行されました実施計画書によりますと、45ページになりますが、取組みとして3件ほど掲げられております。1つ目は、日本三大開拓地交流事業、2つ目は、川南町民自主研修支援事業、そして3つ目に、子ども留学支援事業となっております。

いずれも成果指標として複数人を対象とし、活動指標としては年間二、三回計画されております。これは将来に向かい川南町を愛する人材育成を結実しようとする貴重な事業であると認識しています。それだけに実は事業の進捗が気になるところであります。ただ、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる災禍の影響もあり、計画どおりに進んでいないかとも考えられます。そこで伺いますが、事業の進捗、現状はどのような状況なのかお聞かせください。

その他の質問については、質問者席で伺いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、交流事業、人づくりということで次代を担う人づくりですが、非常に大事な部分であると捉えております。

残念ながら、本当にコロナで交流という名のつく研修でも事業でもですが、ほとんどできてないのが、この二、三年の現状であります。詳細は担当課長、今日は課長補佐になりますが、答弁させます。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

最近の実績ですが、子ども留学支援事業につきましては、令和元年度に5件ありましたが、令和2年度以降は1件もございません。

日本三大開拓地交流事業につきましては、平成27年度から令和元年度までは行っておりますが、令和2年度から今年度までは中止が決定しております。

もう一つの川南町民自主研修支援事業につきましては、令和元年度1件、令和2年度1件、令和3年度ゼロ件、令和4年度1件となっております。以上です。

○議員（川上 昇君） 町長もおっしゃいましたし、ただいまも話がありましたけども、コロナの関係でどうしても計画どおりいかないというのは十分に考えられることではあります。

ただ、その中でも幾つか実施をされておりますが、それらの実施された分について結構

です。事業の指標あるいは成果、これがその町が求めている、町が期待している、いわゆる到達点に近いのかどうなのか、期待どおりと考えているのかをお聞かせください。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

コロナウイルスの影響で令和2年度から事業が基本的に行われなくなっておりますが、町民自主研修支援事業につきましては、令和2年度と令和4年度、今年度に1件ずつ実施者がいらっしゃいます。この事業に関しては、県内で行われている講習会等に参加をしているのであります。コロナ禍の中、講習会が開催されておりますので、その中を縫って参加されているということは非常に町としてもありがたいことでもあります。以上です。申し訳ありません、指標についてでございますが、子ども留学支援事業の目標は一応4人目標にしております。町民自主研修支援事業については、毎年5人を目標にしております。先ほども申し上げましたとおり、子ども留学支援事業につきましては、現在ゼロ名、川南町民自主研修支援事業につきましては、今年度1名というふうになっております。以上です。

○議員（川上 昇君） 私の質問の仕方がちょっと適当——適当じゃない、うまく質問できなかったかと思うんですが、具体的な人数ですとかそれから活動の指標、回数ですね、こういったのは計画書に記載されてありますので、その分については私でも把握できるんですが、具体的にそれぞれの事業が、町が別途何かしら我々が見ることのないところで、こういった結果を期待するねとか、こういった実績が出るといいねとか、そういったのがあるとすれば、あるかどうか分かりませんが、恐らく町の費用使うわけですから当然あると思うんですが、それぞれこういったのを期待しますよというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○町長（日高 昭彦君） 全体的な話を先にさせていただきたいんですが、コロナで非常に厳しい状況でいろんなことが中止になっているんですが、一つだけすばらしい成果が出てるのが、例えば県内市町村長会議、知事も入れて。以前は全員の日程調整するので年に2回ぐらいしかできなかったんですが、今では毎週できるぐらいにはなりましたし、ウェブ会議という意味ですね。全国も東京行かずして、すぐウェブでつながるといのは非常にありがたいことである面はあります。

ただ、私の中ではやはり対面で、隣の人たちがいる中でいろんな意見を出し合う部分を、やはり私としては非常に欲しいな。1対1の授業を受けている感覚の会議の便利さと、やはりこれまでどおりのみんなでつくり上げるということを考えているところでございます。あとは担当に。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） この事業に期待することということだと思われませんが、広く川南町民自主研修支援事業につきましては、ある程度の制限はありますが多様な講習会等に参加できるような形になっております。専門というか特定の予算がつかなくても勉強したいという人がいらっしゃれば、ある程度の要件を満たしていれば、その予算等も使えますので、町民の学ぶという機会をスムーズに運用できる事業じゃないかなというふう

に考えております。以上です。

○副町長（押川 義光君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

この次代を担う人づくり事業が目指すものというようなことで考えております。

まず第1、子ども留学事業につきましては、今後川南町に住みながら世界的な交流をすることで、いろんな視点を持つ方を育成したいというのが目的でございます。

それから、町民自主研修事業の目的は、町内でリーダー的な存在の人材をつくり上げる。いろんな研修を通じて、この地域にまたそれを持ち帰って波及効果を狙って、そしてその中で地域のリーダーをつくり上げたいというのが目的であります。

3つ目の日本三大開拓地交流でございますが、これは国内においてやはり第2のふるさとと申しますか、矢吹との交流を通じて、気候、風土、全く違うところの方々と若い世代から交流をして、それを深めて将来にやはりいろんな形でつなげていきたい。それが目的で、この3つの事業を今、上げているところでございます。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 分かりました、ありがとうございます。まちづくり課長補佐、それから副町長がおっしゃられた、いわゆる目標といいますか、そういったいわゆる趣旨か、事業の趣旨というのが何となく分かりました。そうだろうと私ももちろん思っていたんですが、改めてそういったのをPRというんですかね、広報も大事じゃないかなというふうに関、実は取り上げさせてもらったところなんですよ。

三大開拓地の交流事業、私もかつて途中で参加させていただいたこともあるんですが、何十年も昔の話ですが、私が子供の頃はこういった事業なかったもんですから、ある意味羨ましいなと思って、やはりそういった事業に言葉の違う、違うところの子供たちと交流するだけでも、広く感覚が持てるような何かの一つにはなるんじゃないかというふうに思っているところですよ。

それから、町民の自主研修支援事業、これは先ほどもあったんですが、リーダー的な存在というのもあるんでしょうけども、場合によっちゃ趣味の講座の例えば先生になっていただくとか、そういったのもあるかと思えます。

それから、子供の留学についても、これも非常にやっぱり見識を深めるということでは、町の事業としてこういうのがあるというのは私は非常に、ある意味町民としても誇らしく実は思えます。

これは通告していなかったんですが、教育委員会のほうでも子供の留学の関係で、全く関係ないわけじゃないんですが何かお考えがあるということであれば、お聞かせいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 御質問にお答えいたします。

留学関係の予算事業につきましては、教育課のほうでは現在のところ行っておりません。

以上です。

○議員（川上 昇君） 予算についてはそうなのかもしれませんが、事業としても全くも

うノータッチという理解でよろしいのでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

直接的には留学関係の事業には教育課としては携わっておりませんが、町の事業でありますので何らかそういった情報があれば、お手伝いなり共有していきたいというふうに思います。以上です。

○議員（川上 昇君） 担当はいろいろあるでしょうが、ぜひ町が一体となって取り組んでいただくと、より充実した結果が出てくるのかなというふうに思いますので、そういった点も考慮していただくとありがたいなというふうに思っております。

先ほどから何度か申し上げておりますけども、非常に期待される事業かなというふうにも思います。何といたって次代を担う人づくりですからね。すばらしいタイトルもついておりますし、目的も非常にこの川南町にとっても有益な期待できる事業だなというふうに思っております。そのうちの一つだなというふうにも思っておりますので、大事なのはもちろん町民に対する情報提供、広報というんでしょうか、そこかなというふうに思います。

ただ、町として広報する以上はやっぱり、町民に対して平等でなければならないというのが大前提であろうかと思えます。その情報は非常に重要であるということです。どういったPRをされているのかあるいはどういった手法でされているのか、掲げるものがありましたらお聞かせください。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人づくりにつきましては、第6次長期総合計画においても最も大事にしているところであります。今後も先ほど議員が言われたとおり、平等に川南町の人づくりに対する事業につきまして、積極的に行っていきたいと考えております。具体的な対策としては、ホームページとかお知らせ、SNS等で広く周知をしたいというふうに考えております。以上です。

○議員（川上 昇君） 承知しました。

もう一つ最後にちょっとお尋ねしたいんですが、事業の課題あるいは今後の見透しというのが何となくお持ちかなというふうに思うんですが、具体的に何かそういったのをお持ちでしたら、あればお聞かせください。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの質問にお答えいたします。

課題と言われれば、予算は組まれてはいますので、予算が組まれている限りたくさんの方が利用していただくのが一番いいことなのかなというふうには考えておりますが、実際、実績としては毎年1人、2人とかいうふうな数字になっております。目標値を掲げておりますので、毎年その目標の人数に達することが一番ベストなのかなというふうに考えております。以上です。

○議員（川上 昇君） 分かりました。何度か申し上げましたけど、非常に貴重なためになる次代を担う人づくりですからね。ぜひ目標を掲げている以上はその目標が到達するように、平等にPRあるいは広報されるように、積極的にして、あまりにも人が多すぎて、そこ

から選別するというのはなかなか大変でしょうけど、出せる部分では情報を出しておくというのが大事かなと思いますので。

先ほど教育委員会のほうでもあまり関知はしていないというようなことでしたけども、留学の関係なんか場合によっちゃ情報交換しながら取り組まれるのいいかなと思いますんで、そういったのも検討されながら、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、続いて次の質問に行きます。移動交番車の活用についてです。

皆さん御案内のとおり、4月1日から宮崎県警は13の交番、駐在所を統廃合しました。私も3月の議会定例会の一般質問で取り上げましたが、そのうち川南町内では、塩付駐在所と十文字駐在所の2か所が閉鎖され川南交番に統合されたことは御存じのとおりです。いまやその2か所の主がいなくなった建物の看板も取り外されて、周りの住民までが不安を抱え随分と寂しい姿に見えてしまっていますが、皆さんいかがでしょうかね。

宮崎県警では、そういった警察施設が遠方になった地域住民の不安を解消する目的で、移動交番車の運用を始めております。御存じのとおりだと思うんですが、町としてこのことは認識されているんでしょうか、改めて伺います。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えします。

移動交番に関しまして、開設当初警察署からの依頼によりまして、多賀地区で開催された交番連絡協議会に併せて移動交番が活動しております。その後も、多賀地区、東地区を重点的に活動をしているようです。以上です。

○議員（川上 昇君） 今ありましたように、多賀小学校では移動交番されたということでした。実は東小学校でもしているようです。されました。当然、県警から町に話があったということなんですか。町のほうから移動交番があるんだよということを情報キャッチして、町のほうから県警に何か活動依頼をしたというようなことが、この半年間であるんでしょうか、お尋ねします。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えします。

町のほうから要請したことは、まだ現在はありません。警察のほうから移動交番を開設しますという連絡を受けている状況であります。以上です。

○議員（川上 昇君） 実は川南交番に熱心な警察官がいらっしゃって、私が居住している東小校区内を割と頻りにパトロールされております。度々我が家にも立ち寄られて情報収集にあたられているんですが、実は先日は移動交番を地域の皆さんが集まる場面でぜひ運用したいというようなことを言われました。私の方からは、例えば盆踊り、納涼祭ですとか、それからグラウンド・ゴルフ大会あるいは敬老会などにかありますからね、そういった場面でしょうかねという話をしたところなんです。学校では、小学校ではもうされたということだったもんですから。ただ地域と、どうしてもやっぱり交番を閉鎖したというのが、川南交番の警察官にもそういった認識があるのでしょうか、そういうふうな話をされました。当然ながら、言われることも当然かなというふうに思います。駐在所が一度に2か所なくなりましたんで

ね、ぜひそういったのを利用しながら。当然、拾得物の受付ですとか、その他ウェブのほうでも直結できるようですので、いろんな情報がすぐ手元に分かるかと思います。そういった状況ですので、移動交番車が、町としても何かしら使い道もあろうかと思うんですが、そういったのは考えられたことはないでしょうか、伺います。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今後は、要望があったらというわけでもないんですけども、積極的にそういったことで地域コミュニティと連携を取りながら、現在のところは警察からの開設ということに留まっておりますが、こちらからもいろんな企画を通して親しみのある移動交番になるように、こちらのほうとしても考えていきたいと考えております。以上です。

○議員（川上 昇君） 決して悪いことじゃないと思いますので、ぜひそのように取り組まれるといいかなというふうに思います。警察業務の学び、警察とはこういうものだよと、こういう存在だよ、こういう役目があるんだよというようなことも、学校教育の上では子供たちに対して非常に重要なことというふうに思いますし、そういった勉強の機会を提供してやるのもいいかなというふうに思うところです。そういったことを考えますと、この移動交番も学校に来ていただいて、活用できるのではないかというふうに考えられますけども、教育委員会のほうではどのように捉えられているのか、お聞かせいただけたらありがたいです、お願いします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

この移動交番車の趣旨につきましては、川上議員の言われたとおりでございます。私も川南交番へ直接出向きまして、現在の移動交番車の活動内容についてお聞きをしました。

先ほど言われましたように多賀小校区におきましては、防犯相談や携帯への防犯情報のアプリ等で、かなり多くの方にアプリを提供できたというようなことでした。

それから、東小学校では、ちょうどそのとき学校の避難訓練がありましたので、避難訓練の災害講話をしたり、交通安全の安全教育の講話をしたりしたそうです。今後、要請に応じて学校に来てもらうことが可能でしょうかということをお話したところ、ぜひお願いしたいということで、現在も学校の教育の中で学校での安全管理と学校での安全教育と、もう一つ大きな柱に地域と連携した組織的な活動というのがございます。それで、今後の地域や学校から見た取組では、見守り活動支援のほかにも防犯安全対策のための防犯安全教室、それを地域と学校が連携して行うということで、防犯教育や安全教育が効果的に行われるんじゃないかなと。できれば参観日等も利用すると保護者にも周知できると思います。

それから、現在本町で行っていることとしてキャリア教育を行っておりますが、その中に交番の方に入ってもらって、警察官の仕事とかいろんな生き方とかそんな話をしてもらっています。そうすることによって、子供たちはより一層警察や交番の仕事に理解が深まるとともに、私たちの安全を守ってくれる移動交番車の警察官に対する感謝と、それから尊敬、そういった道徳心も高まると思っています。私が勤めてあった頃に、そういった世の中教室

を行いました。将来僕は警察官になりたいとかそういう声がありましたので、本当に学校からも発信して活用に推進を努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。実は私が考えていることというのは、今教育長がおっしゃられた、そういった内容であります。

どこの学校とは申し上げませんが、ある小学校の卒業した特集の新聞によりますと、6年生が卒業するときはどういった仕事につきたいかというやつなんですけども、人数はちょっと忘れまして、もう半分以上、6割、7割方が警察官ということでした。それだけやっぱり警察官が身近にあるというのは、ある意味力強いし、子供たちを考えると川南町にとってもいいことかなというふうに思いますのでね。要するに犯罪が起きないということなんかを考えていけば、防犯だとかそういったのを考えれば大いに結構だと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

それでは、3番目に行きます。人材育成の推進事業についてというところです。

こちら先ほど申し上げました実施計画書、この関係ですね。で、お尋ねしたいんですが、この質問も実施計画書を基にお尋ねします。183ページに記載されている件です。本件については、かつてちょっと話が古いんですが、平成23年度になりますけども、9月の一般質問で私お尋ねした経緯があることを改めて申し述べておきます。計画書によりますと、研修の参加人数や2回以上の研修参加率などの目標値が掲げられていますが、この計画に対して実績はどのようになっているのか、お聞かせください。

○総務課長（大山 幸男君） 実績ですけども、研修参加人数、決算成果表の188ページに書いてあるとおりでありますけれども、令和元年度につきましては、目標値350人に対して実績が193人、達成率でいきますと55.1%、令和2年度が目標値330に対して実績値が115人、達成率38.3%、令和3年度が目標値200人に対して実績値149人、達成率74.5%となっております。

令和4年度につきましては、8月31日現在ですけれども、目標値250人に対して実績値が122人、達成率が48.8%となっております。以上です。

○議員（川上 昇君） この人材育成の推進事業なんですけど、ただいまありましたとおり近年の実績についてはそういうことでしょうか。あくまでもこれは本町職員の研修に関することと私のほうは理解しているんですが、そういった理解でよろしいのか、改めてお尋ねします。

○総務課長（大山 幸男君） 川上議員の御質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり職員の研修でございます。以上です。

○議員（川上 昇君） この実施計画書によりますと、活動、いわゆる取組については研修内容を知識向上から自己啓発、課題問題解決型へとシフトし、職員が自ら学ぶ組織文化を醸成するとなっております。であれば、誰が何の根拠を持って、この目標を分析し、研修の効果を図るのか。どのような体制が取られているのか、お尋ねします。

○総務課長（大山 幸男君） 研修につきましては、人材育成基本方針というのがあります。それにのっとって職員のあるべき姿ということで、住民の立場に立ち、高いレベルの職の遂行能力を持つ職員とか、自ら考え調査し行動できる職員、川南町を愛し全体の奉仕者として高い倫理観を持ち、心身ともに健康な職員ということで、あるべき姿を上げておまして、これに職員が、研修がいろいろ宮崎県の市町村振興協会で計画されているわけですが、それに合致するものを選んで受けていただいて目標に近づいていただくというか、レベルを高めていただくというふうなふうに思っておりますが、それを受けて、その後の評価というところまではまだ行ってないところでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） あちこちで研修があります。そこに出向いて研修受けることというのは、特別苦痛なことではありませんわね。それに対して何を得たか、どういったことを学んだかという例えば報告書をつくるですとか、そういった報告書を誰が見て、どういった課題があるのか、どういったことが図られるのかというのを検討するという立場の人も必要かなとは思っているところです。そういったことで今、お尋ねしたとこだったんですが、なかなか具体的には申し上げにくいのかも分かりませんが、そういった体制も必要かなというふうに思っております。

町の職員というのは、当然地方公務員で、団体職員を含む民間の職員と自治体の職員はそもそも立ち位置が違うんですね。当然私、今さら申し上げることはないんですが、公務員は公益性が高い職種で、今も当然言うと思うんですが、全体の奉仕者と言われております。住民から向けられる信頼や期待度の高いということは言うまでもありません。

公務員の職務は社会に与える影響は大きく、おのずと高い倫理観が求められます。特に自治の本質や公平、中立の態度、職務専念義務の保持などがあります。職員に向けられる視線も基本的に厳しいものが当然あるわけで、研修等でこのような公務員倫理を体得すべきだと実は思っております、研修にいけば。

この事業に掲げている目標と成果は、先ほど申されましたけども、何かそういったのを先ほどちょっと申し上げましたけども、報告書なりそういった研修のいわゆる顛末報告でしょうかね、こういったのがあるのかどうか、具体的にどういうふうなことになっているのかお聞かせください。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

研修を受けて受講していただいたら、復命書というものを提出していただくんですけども、復命書によりまして、個人が研修を受けてどのような感想持ったとか、どのようなことが参考になったとか、そういうものを把握はしているところでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） もちろん総務課関係の担当でしょうから、総務課では当然かなと思います。これ職位的にはどこの段階、例えば町長まで見るのか、課長さん方が全員見るのか、副町長まで見るのか、そういったのは何か決まっているんでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（大山 幸男君） 研修もいろいろございまして、各課で出張旅費の関係ある出張につきましては、その担当課長まで。また、総務課等で職員研修、案内して受講していただいている分については総務課長まで。また、課長等の研修につきましては、また副町長、町長まで見ていただくような形になっております。以上です。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（中村 昭人君） 一般質問を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（川上 昇君） 総務課長の話によりますと、復命書を出していただくというようなことでした。どこまで回すかということは、先ほどおっしゃられたとおり、職員により、あるいは所属部門により決まっているということでした。

これ復命書ということは、あくまでも報告書じゃなくて、日時、場所、研修のタイトル、研修の内容ぐらいで、あと本人の所感だとか、どういった内容でしたというようなことの書くところはないんでしょうか伺います。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その研修の研修名、日時、場所、それと本人の所感、感想等が書かれるようになっております。以上です。

○議員（川上 昇君） 大事なのは、そこで何を感じたか、今後どう生かしていきたいかというようなところかなというふうに思います。

全部が全部、町長まで回さなくてもいいのかもしれませんが、町長まであくまでも回っていくんだということを考えれば、職員の皆さん方もおのずと気合が入って、自己PRも含めながら、いわゆる中身の濃い報告書が、復命書ができるのかなと思うんですが、何と申しますか、規則的にそういうふうになっているということであれば別ですが、ちょっと見直そうかなというような部分があるとすれば、そういったのも検討されるといいかなというふうに思います。

ただ、研修そのものについては、そういったことで報告がされるということですが、ただ、この職員研修というのは、あくまでも個別なものですよね。グループでやるわけでもない、セッションでやるわけでもありません。あくまでも、個別、当然ながら職員個々の、いわゆる個々管理、個別管理をしないとイケません。そういったことで、台帳なんか、職員教育に関する元帳とか、そういった誰が、いつ、何回受けているとか、こういった講習には何回出ているとか、そういった個別管理ができるようになっていくんでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

職員個人での研修の取りまとめ履歴はあるかということですがけれども、個人での取りまと

めはありませんが、毎年監査資料として、研修の結果をまとめているところでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 大事なのは、その後ですから、台帳はないにしても、管理ができているということであれば、差し障りはないかなと思うんですが、有効に、効果が出てくるような研修を今後ともぜひ継続してされることを期待しております。

それでは、続きまして4番目の質問に入らせていただきます。

鳥獣被害の現状と対策についてであります。

イノシシ、鹿、猿、タヌキ、アナグマ、カラスなど、野生鳥獣による農作物や森林等の被害は、農家をはじめ、関係者を悩ませ続けています。今や全国的に営農と鳥獣被害対策は、切っても切り離せない関係となっているようです。

以前は見受けることもありませんでしたが、ここ二、三年、私どもの住んでおります近所の圃場でも、鳥獣対策として電気牧柵を設置しております。山間部と違い、以前は、そういった被害はほぼ無関係と認識しておりましたが、実はそうではないのだと、改めて認識しているところです。そこでお尋ねしますが、町内では、この類いの被害はどのような状況なのか、把握されている分をお聞かせください。また、日頃から情報収集に努められていると思うんですけども、この辺をどういったふうに情報収集されているか、併せてお尋ねします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

被害の現状はどうかということなんですが、御存じのとおり、近年被害の報告、問合せ等が増えておる状況になっています。内容といたしましては、直接役場のほうに連絡があったものに関しては、令和2年度が25件、令和3年度が45件というふうが増えております。

また、被害の内容としては、イノシシや鹿による水稻とか、野菜等への被害であったり、アナグマのスイートコーンへの被害、カラスとか、ドバトによる被害も多く連絡を受けております。あと情報収集ということなんですが、町民からの連絡がないと、なかなか状況というのがつかめない状況であります。猟友会のほうとは、よく連絡を取って、情報収集はしております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 本当、全国的に大変な被害が出ておりますので、この対策は切っても切り離せないというふうに思っているところですが、当町でも以前、もちろん今もそうなんだと思うんですが、対策として助成金などを出されているというふうに思うんですが、こういった種類のやつを出されているのか、ちょっと改めてお尋ねします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

助成金ということなんですが、まず有害鳥獣防止対策推進事業補助金ということで、国が10分の10出している部分があります。

単価といたしましては、鹿が1頭7,000円、イノシシも1頭7,000円、猿が8,000円、アナグマが1,000円ということなんです。

あと県の2分の1の補助事業といたしまして、地域で鹿捕獲促進事業というものをやって

おります。これは、鹿とイノシシに対する捕獲分に対して補助をしております。

あと有害鳥獣捕獲活動支援事業といたしまして、捕獲班に対する補助、これは県が割当てをいただくんですが、2分の1、事業をいただいております。

あと町の補助といたしまして、有害鳥獣駆除補助金ということで、川南町有害鳥獣対策協議会の運営補助をいたしております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 国、それから県、あるいは町の事業、こういったのがありますよというお話でした。

ただ、それはあくまでも処理した関係で、御苦労さん賃というようなところでしょうか。例えば、機材、施設関係の機資材を助成するとか、そういったのはないんでしょうか、お尋ねします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 機資材への補助はないのかということなんですが、箱罾と言われるものを協議会のほうで導入はいたしております。それ以外について、個人への補助というのは、ちょっと今やっております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 先ほど移動交番の話をしました。熱心な警察官がいらっしゃるとい話もしましたが、実はその警察官、非常に熱心で、情報収集をされるわけですけども、この鳥獣被害の関係も話されていまして。

電気牧柵なんか取られるといった被害もあるというふうに言われていまして、これも安いものじゃないと思っています。

ですから、ある程度皆さんが必要であるということであれば、そういった機材、資材関係の補助というか、助成か、そういったのも必要かなと思いますので、今後検討いただくといかなというふうに思うところです。

要するに、地域の実情に合った、川南町に見合った助成、あるいは補助ができるかというふうに思いまして申し上げたところです。

それから、鳥獣被害といいますか、併せて話が出てくるのがジビエ、食肉として扱うという関係ですが、一頃は、全国的には何台か、多分車があるんでしょうが、ジビエ用にトラックを改造して、逆さに懸垂して放血まですると、そして洗浄していくと、冷蔵庫もついているというようなトラックがあるんだよという話も聞いております。

当然それを、例えば川南町で準備しましょうなんてことはなかなか難しいですから、そういったのは町単独でできるという話ではありません。ただ、そのジビエをどうしようかという課題もあります。県内では、御存じのとおり、西米良辺りが加工場も持っていて、ジビエとして大いに利用しているんですが、本町では規模、先ほど申し上げましたが、単独で何かをやるというのは、このジビエに関して単独ではなかなかとは思いますが、何か町として、このジビエについて見解がありましたらお聞かせください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

このジビエのことについても、猟友会の方にも聞き取りをちょっと行いました。今のとこ

ろどういうふうには処理をしているかということ、捕獲後に血を出す放血という処理をして、あと各個人で処理をしていると、一部はジビエとして加工品を今作っておるところなんです、まだ売り先については、なかなか確保ができていないというふうな話を聞いております。

それと、すみません、先ほど補助金の話がございましたが、私が申しました補助金は、猟友会に対する補助の話をちょっとしましたが、個人に対するものとしたしまして、町の単独事業で有害鳥獣対策防護柵支援事業というのを行っております。これ先ほど議員が言われたような電気柵、そういったものに対して個人に補助をしております。事業費の3分の1、上限が10万円ということで、令和3年の実績としては8件で、令和4年現在までが6件、申込みがっております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 安心しました。猟友会に対してのは当然なんだろうが、当然個々の農家に対してもそういったのをされているということで安心したところです。

先ほど申し上げましたけども、平野部でも電気柵をしているところもあるというような話をしましたが、この鳥獣対策というのは、農家にとっては非常に大変なことだと思います。お金もかかる、いろんな要らぬ労力もかかりますので、できるだけ手を差し伸べてやるというのも町の姿勢の一つかなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

猟友会の話がありました。メンバーが年齢的に上がってこられて、なかなか大変だという話も伺ったことがあります。ただ、これ全国に目を向けますと、テレビ、あるいは雑誌なんかで女性の、しかも若い、いわゆる猟師さん、ハンターがいらっしゃるということで、時々テレビとか何かで特集を見たりしております。何が言いたいかといいますと、そういった方を育てると、育てられればいいですが、そういったのも大事なこともかもしれませんが、別にそういった方じゃなくても、若い人の狩猟免許の新規取得に対する助成ですとか、初心者等に対する捕獲技術の向上講習会なんかをどこかここかで、単独じゃ無理かもしれませんが、例えば県なんかでそういったのをやられるということであれば、そういった狩猟者の人材育成も大事なことだと思います。猟友会も年齢的に上がっているということですので、そういったのも考えなきゃいけないと思うんですが、このことに関しまして何かお考えがありましたらお聞かせください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに言われるように、猟友会のほうと話をすると、やっぱり人材育成、自分たちの高齢化という話をかなりされます。調べてみると、町内の猟友会の今平均年齢が67.8歳、そうなる、かなり高齢化をしているということでございます。県内を調べてみると、狩猟免許の新規取得者に対する補助というのが、市を中心に幾つか見られたので、そういったことも参考にしていきたいなと思っております。いずれにしても、鳥獣被害の数が増えているということなので、何らかの対策をしていかなきゃいけないと考えておりますので、今後、担当課のほうで協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 最初の質問でもありましたが、グローバルな感覚を身につけてい

る人材を育てるというのも大事なことなんです、こういった具体的な分野で活躍される人を育てるというのも、これもまた大事なことだというふうに思います。

地球上の環境は目まぐるしく変わっておりますけども、いろんな条件を乗り越えてでも、人の育成というのは大事だと考えておりますので、ぜひ積極的に検討されて、前向きな事業が図れるように取り組んでいただくことを祈念申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に従って質問いたします。

1点目は、税の滞納処分について、私は、税の滞納処分について、留守宅への差押え・捜索はやめてほしいので、6月議会からずっと議会で一般質問をしてまいりました。税の公平性、税金は全てに優先する、納付しなければ滞納処分する、法律が変わらない限り同じ姿勢で臨むとの答弁でした。電話で問合せがありました。シングルマザーで3人の子育てをしている方からでした。税務課の職員約10名が職場に来て、車をタイヤロックするというので、やめてくれ、車を差し押さえされたら働きに行けない、子供も迎えに行けない、どうしても長男を高校へ進学させたいから税金を待ってほしいと訴えましたが、すぐに納めないと、タイヤロックする、タイヤロックした車を役場まで運ぶ輸送代金はあなた持ちだと言われ、母親に電話でお願いしてお金を借りて支払いをしたそうです。その際に役場職員がビデオ撮影していたので、そのビデオの録画をもらいたいと要求したら、書類を出さないと、それはできないとの説明なので、一緒に税務課に行ってほしいとのことでした。この方は、税務課へ相談に行ったそうですが、税金をいつ払うのかばかり問われ、どうしたら支払うことができるのかを相談したいのに、相談にならないので、役場に行く勇気がなくなったそうです。

相談窓口はどうなっていますか、生活や事業の状況により支払いが困難な状況に陥っている人への人権を無視した滞納処分ではないかと思うので、今回も一般質問することにしました。生きていくために、子供の教育のために税金を支払えない、待ってほしいと相談したい窓口にしてもらいたいのです。車をタイヤロックされたら生活ができない、タイヤロックを逃れるのは滞納金を一括納入すれば逃れられるとのことで、お金を払ったら子供の就学援助制度がありますよと言われたので、なぜ就学援助のことを早く教えてくれなかったのかと問うたら、それはあなたが聞かなかったと言われたそうです。こんな状況では相談窓口には行けません。細かな点は、質問席からいたします。

2点目は、消費税の増税策であるインボイス（適格請求書）等保存方式制度についてです。

小規模事業者の事業継続登録が昨年10月から始まり、国税庁の公表サイトで法人名や個人事業主の氏名、登録番号などが閲覧できるようになり、プライバシーを侵害する制度だと、疑問と批判が高まっています。任意で登録する住所や屋号、通称、旧姓などの情報も公開の対象です。国税庁は登録データの適応利用も可能とし、データの一括ダウンロードも認めています。財務省・国税庁は、最近の会計ソフトにはインボイス登録事業者かどうか検索でき

る機能も搭載されると説明しています。会計ソフトの開発、提供に登録情報が既に利用されていると推察できます。このように登録情報をIT企業やソフトウェア会社などに営利目的で利用させる政府の責任が問われます。仕事の発注元から本名と芸名が結びつくよう、芸名も登録してくださいと求められ、それに従うと、国税庁の公表サイトから誰にも知られてしまいます。住所まで登録していれば、それも明らかになります。登録には、個人番号（マイナンバー）の記載が必須とされていることも見逃せません。地域社会に貢献する川南町のシルバー人材センターも、このインボイス制度が施行されると、免税事業者である会員と取引関係にあるシルバー人材センターには相当額の新たな税負担が発生することを心配しています。

インボイス制度は国の制度であるので、町は関係ないとのことなのか、町民の影響はないのか伺います。

3点目、子育て支援についてです。

最近知り合いの青年が結婚したと聞いたので、よかったと喜んでいたら、現在は高鍋町で借家住まい、妊娠したので、子供が生まれたら都農町に住んで子育てをします。川南町で農業をしていますが、子育て支援は、保育料も給食費も都農町が恵まれているからと言われました。これでは人口は増えないと思います。子供の貧困対策については、子どもの貧困対策推進法を受けての貧困対策計画をつくることはできないかと質問の提出時点で、既に計画はできているとのことですので、このことは省きます。子供の学習支援や食料支援などに取り組む認定NPO法人キッズドアは、子育て困窮世帯の緊急アンケートを行い、8月に結果を公表しました。新型コロナ感染症流行前と比べて、収入が減った世帯は7割、今も収入が減ったままだという世帯が5割に上り、子育て困窮世帯に深刻な状況が続いていることが明らかになりました。川南町では、子供の貧困についてどのように捉えていますか、また母子世帯、父子世帯、世帯年収200万円未満世帯は町民の何割ぐらいでしょうか。過去最高利益を上げる企業がある一方、苦しい人たちは物すごく苦しい、深刻な状況が続いていると思います。コロナ禍による子供の変化も、学力が落ちた、事業についていくのが大変になった、学校に行くのを嫌がるようになったなど学習面での悪影響は出ていませんか、子ども食堂への支援について計画はないのか伺います。宮崎大学の学生有志でつくる任意団体「ガクセイ塾」は、オンライン塾運営や子ども食堂への出張指導などの学習支援に取り組んでいるそうです。他の市町村では、子ども食堂に取り組んでいます。川南町ではどのような計画がありますか、伺います。あとは質問席からいたします。

○町長（日高 昭彦君） 内藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、税についてでございますが、この話は、本当に何度も何度も質問をされております。我々も誠意を持って対応しているつもりでございますので、残念ながら御理解をいただけないというのは、非常に残念なことだと感じております。

まず、以前もお話をさせていただきましたが、税の制度は、国の制度でありますので、そ

これは地方税法の規定によりまして決まっておりますので、地方自治体の裁量でどうにかなるというものではないというのだけは御理解をいただきたいと思っております。当然何のためにしているかということでございますが、基本的には大多数の納期内納税者を守るため、そして本当に救いの手が必要な方に早めに支援をするということでございます。内藤議員がいろんな住民のお話を聞かれて、本当にありがたいことだと思っております。私も町長になる前からの携帯をそのまま使っておりますので、本当にいろんな方から電話がかかってきます。

お願いというのは、両方の意見を聞いていただきたいなと私は思っております。というのが、私の場合にほとんど苦情、そういう怒りの電話がかなりかかっていますが、ちゃんと話を聞いて、そこに行って説明すると、基本的に一方の方の意見で話をされますので、ちゃんと両方の話をすると、ほとんどの方は、納得はしていただいていると私は思っております。

いろんな意味で、本当に言われること、そのとおりであれば非常に我々も当然反省すべきであります。人権の問題をされましたが、当然職員も人権がありますし、いわれない批判で、本当に職員も心が病んでいる、非常に苦しんでいる子たちもたくさんいます。その現場も、ぜひそれは議員のほうにもお伝えしたいなと思っております。

それから、インボイスについてでございますが、これも国の制度でありますので、その制度自体についての答弁は我々ができるものじゃないと信じておりますが、議員が言われるとおり、じゃ町民に対する影響はと、そこは、例えばシルバー人材センターも含めて、一緒に考えて、やはり声を出して、国に言うのは、我々の仕事であると、それは強く思っているところでございます。

最後に、子供の貧困、詳しいことは、またその都度答弁させますので、子供の貧困であるとか、学力的に問題ないとか、本当にコロナになってそのことが顕著にまた現れておりますし、また昨日の新聞ですか、宮日にも書かれたと思っております。子ども食堂は、社会福祉協議会がずっと金鈴学園と対応していただいております。現在、自治公民館のほうにそういう食材を配るということで、子ども食堂のほうはコロナで活動ができない状況であります。そういうできることはやろうとしているところであります。また、必要に応じて担当者ほか答弁をさせたいと思っております。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの内藤議員の御質問ですけれども、コロナ禍における子供たちの変化についてということで御質問がありました。

この点につきましては、各学校の校長に聞き取りを行いました。1点目が、学力が落ちたかどうか、2点目が、学校に行くのが嫌になって不登校が増えたのか、3点目が、学習面への悪影響はどうかということでもあります。

1の学力につきましては、現在のところ悪影響はありませんとの回答でした。2点目の学校に行くのが嫌になったという不登校については、現在、不登校ぎみの子供たちもいますけれども、これには様々な要因があると考えますけれども、コロナ禍の影響で、多少なりともそれも考えられるかもしれないと、ただ、反対に早く夏休み明けもあって、早く友達に会い

たいというようなことで答えている学校もありました。

それから、3点目の学習面への悪影響についてですけれども、国や県が示しておりますガイドラインに沿って本町もつくっていますけれども、例えばコロナ禍によって一部の教科で制限を受けるという教科もあります。例えば、音楽で歌いたいですけれども、合唱について大声で歌えないとか、調理実習とか、あるいは体育とか、いろんな面での制限がありますので、感染防止対策を講じて行っています。

現在、ちょっと心配なことがありますので、一応報告しておきます。

2学期になって、1つの小学校の2クラスで学級閉鎖、今週から行っています。学級閉鎖の期間につきましては、5日間ということで、土日を含めると、3日間程度になります。

それから、1つの中学校の1学年がコロナの陽性が増えたということで、学年閉鎖の措置を今週から取りました。この学年閉鎖と学級閉鎖につきましては、出席停止ということで、家庭での課題学習に今取り組んでいます。ただ、新たにほかの学年も感染がちょっと増えつつあるということで、それを懸念するために、今、1人1台端末、タブレットがありますので、学校と家庭を結ぶリモートによる授業を今日から行っているとのことでした。

今後もコロナが高止まりということで懸念されますけれども、学びの保障に向けて、各学校で工夫して取り組ませる予定でございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 滞納処分について伺います。

職員の方は、真面目に仕事をしていると思っはいますが、私は、差押えについてですが、滞納者の了承、承諾があれば、差押え禁止額を超えて、差押え可能ですか、タイヤロックされようとした方は、書面でちゃんといいですよと承諾していてタイヤロックされたのかどうか伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一般論といたしまして、差押え禁止財産は、差押えをしておりません。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 差押え禁止財産は、差し押さえていませんという返事ですが、国保税の滞納処分でタイヤロックするようなことになぜなったのか伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 特定の滞納処分については、回答はできませんので、御了承いただきたいと思いますが、一般的に差押えは、滞納処分の一環として行うものであります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 差押えの対象財産の選択は、徴収職員の裁量権ということではないんですか。

○税務課長（大塚 祥一君） お見込みのとおりであります。以上です。

○議員（内藤 逸子君） この方は、日高町長を応援してきた方で、職場に差押えに職員が来た際に、町長に電話で相談しましたが、税務課職員と話し合ってくださいで電話が切れたそうです。やっとの思いで電話をして、税は納めるのが当たり前なのです。申請による換

価の猶予を行えない理由は、何なのでしょうか伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 町長や議員の支援者だからといって、滞納処分が緩和されることはございません。行政処分は、公正に行われるものであります。繰り返しになりますが、特定の滞納処分については、具体的な回答はできませんので、その旨、御了承いただきたいと思えます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 職場に差押えにタイヤロックに10名ぐらいの職員が見えたそうですが、こんなに多数の職員が来る必要があるのか、この人件費費用を考えると、メリットはあるのでしょうか。この方は、職場に行くと、その場面が思い出され、トラウマになり、眠れなくなり、1人になると、自殺を考えると、税徴収に来た方に訴えたら、どうぞと言われたそうです。それで、差押え時のビデオ撮影録画を請求したのです。そのビデオを見ました、私も。この言葉は、幾ら仕事でも使ってはならないと思えますが、町長どう思えますか。

○税務課長（大塚 祥一君） この発言につきましては、職員の名誉に関わりますので、見過ごすことができません。職員に自殺を考えていると言ったら、職員がどうぞと言ったとのことではありますが、私もビデオを確認しましたが、そんなことは言っておりません。どうぞと言ったのは、他の問いに対して回答したものであって、そのことについてはございません。税務の業務に関わらず、町の職員に対し、失言を取り、それを交渉材料にしたい方が一定数いらっしゃいます。不適切な発言をしていなくても、不適切な発言をしたと主張されることもございます。

議員は、先ほどから滞納者の一方的な主張が全て正しいとして発言をされていますが、間違った認識であり、虚偽であります。そもそも搜索等に至るまで、督促、催促、注意喚起を行っております。その過程で、計画的に支払う約束をされ、完納される方がほとんどです。一部の方が督促や催促などを無視し、または約束を反故にし、結果として搜索等に至るので、滞納処分の起点は、滞納者の方にあるということを御理解いただきたいと思えます。そこに至って、大騒ぎをされたりする方が一定数いらっしゃいますが、到底責任ある社会人の取る態度ではないと考えております。滞納処分の現場で、死ね、ばか、税金泥棒などと、いわれなき非難に耐えながら、町民の負託に懸命に応えようと働く職員に対し、見識あるはずの議員が間違った認識や虚偽に基づき、職員を批判することは到底許されることではありません。名誉毀損です。議員だからといって、何でも発言していいということはないと思っております。いかげんにしていただきたいと思えます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） この方は、このビデオを公表して、この差押え業務は正しい業務なのか、人権無視ではないのか、皆さんに判断してもらいたいと言って私は預かりました。見てもいいと思えますが、そしてこの方から手紙を預かりましたので、ちょっと読ませていただきます。

「高校の入学金よりも今日中に税金を払ってください、コロナ禍で生活が苦しい母子家庭に対し税務課職員が投げかけた言葉。母子家庭になり13年、9年目を迎えた自営業も3年前

からコロナの影響を受け、収入は減るばかり、物価も上がる一方、子供が大きくなるにつれて学費も増え、昼は自営業、夜は朝までコンビニで働いていた矢先、令和3年度の税金を滞納したことにより3度の差押え、職場に来たことにより、職場にも迷惑をかけ、フラッシュバックするようになり、職場にも行くことができなくなりました。コロナ禍になり、生活が苦しい中でも3人の子供たちを育てるために日々の生活に追われ、精神的にも限界が来ていた頃に税務課職員による威圧的な言葉の数々、張り詰めていた心の糸がぷつと切れ、1人になると、3人の子供を残し、この世から消えてしまいそうになる自分が怖くなり、精神科に通い始めました。なぜ滞納するに至ったのか、コロナの影響での生活苦、相談窓口での心ない対応を受け、精神的にも相談に行けなくなり、届く封筒も見れる状態ではありませんでした。税務課にも数年前にお伝えしていましたが、持病があり、仕事にも制限がある中、コロナ禍を必死に生きる母子家庭のことなど、税務課には関係ないと言わんばかりの今回の対応、税務課に生活苦を訴えても理解してもらえず、町長にも相談しましたが、税務課に相談してくださいとの返答。3月、長男の卒業式、町長も出席されていましたが、入学金よりも税金を払ってくださいと、9年かけてやっとつかった高校進学も川南町に奪われそうになった長男の姿を目の当たりに町長は何を思いましたか。将来ある子供たちのためにとおっしゃっていましたが、我が家には何にも響きません。子供の未来よりも、税金を払えと言った川南町ですから、生まれ育った我が町がこんなにも子育てしにくい町だとは思いませんでした。今回の件で職場に行けなくなり、店舗も移転、育ててもらった町には恩返しをなさいと子供たちにも言い聞かせて育ててきましたが、今となっては、もう大人になっても川南には戻ってこなくていいよという気持ちでいっぱいです。もちろん、税金は納めないといけないものであり、払うことができなかつたことは私の落ち度でもありますが、コロナ禍を必死に生きる母子家庭に対してここまで追い込むことが正しい対応だったのでしょうか。動画を見るのもつらく、音声のみに編集することができませんでしたので、税務課より提出していただいた動画をそのまま議会へ提出させていただきます。苦しい思いをしながらも、みんな必死に働いて税金を納めようとしていると思います。我が家のように、自殺寸前まで追い込まれることがないよう願っています」という手紙をもらいました。

それで、私も、滞納処分については触れまいとずっと思っていたんですが、この方から電話いただいて、誤った私の判断と言われましたが、私は、やっぱり人間ですから訴えたいんです。役場に行って、相談してよかったなと思えるような役場に、足を運んでいけるような役場にしてもらいたいんです。だから、訴えているんです。それは分かっただけですよね。

○町長（日高 昭彦君） 思いは分かっているつもりでございますが、先ほども申し上げたつもりであります。いろんな両方の意見をぜひ聞いていただきたいと、この方が私に電話をされたということですが、残念ながらそれは、メールはあったと思います。

いろんな方に、本当にいろんなことを言われておりますので、その都度同じように対応し

ておりますので、その方のみにもそういう冷たいというか、そういう態度をした、残念ながら記憶はございませんし、税務課のほうにも、今言われたのをそのまま受け取るわけにはいかない、実際の事情があると思いますので、あとは答弁あればお願いします。

○議員（内藤 逸子君） この方は、滞納処分で一家4人が転居、職場も作業場も他の町へ移しました。昼間は会社勤め、夜はコンビニで働いて、税金滞納をなくそうと努力をして頑張っていた方です。この家族が転出されたので、人口減となりました。どう考えますか。

個人情報なのですが、自分のことを言っても構わない。税の滞納処分で、私みたいに傷つく方がいなくなればとの思いなのです。「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という日本国憲法の生存権の視点が大事だと思います。しかし、納付の相談以外は応じられません。役場に来てくれただけでの対応ではなく、なぜ相談に来なくなったのか、連絡がないのは、体調を壊しているのではないのかなど、他の課との連携を取るなど、緩和規定を機能させていただきたいのです。いかがですか。

○税務課長（大塚 祥一君） 滞納整理は、法令に基づいて行っております。滞納処分の中で、他の制度等で支援ができると認識できた場合は、その担当部署等に連絡し、連携を図っております。これまでも何件か、そのようなことがございました。

今回、内藤議員が特定の滞納処分について質問をされておりますが、議員がせんだって滞納者と一緒に税務課の窓口に来られました。対応した職員が圧力を感じたと徒労しておりました。議員が特定の行政処分等について、その地位を利用して、不当に職員に圧力をかけ、公正、中立であるべき行政処分に影響力を及ぼそうとする行為は、適正な議員活動とは言えず、口利き行為禁止条例などを制定している議会もでございます。法に基づいて公正であるべき行政処分を議員がその影響力を利用してゆがめようとする行為は、不当な介入であり、断じて許されるものではございません。さらに、内藤議員におかれましては、滞納者の前で、川南町の滞納整理はおかしいという趣旨の発言をされています。議員の根拠のない発言を信じた滞納者は、町の滞納処分が違法だと考え、結果として業務執行に支障を来すこととなります。議員には、不当介入や業務妨害と疑われるような行為を二度としないようお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私は、泣きながら電話してきた人とか、困っている人に対して話を聞くことしかできません。そして、一緒についてきてくれと言ったら、一緒についていくことしかできません。そのほかのことはできません。だけど、その人にも生活があって、子育てが生きがいで、しっかり生きていってほしいと思うのに、寄り添うだけしかできないんです、私は。それがいけないと言われれば、それは私個人がそれを感じていることだけなのかもしれませんが、役場の職員も仕事をしているということはよく分かります、私も、

だけど、その人に寄り添ってくるというか、寄り添うしか私にはできないなと考えています。それが圧力と言われればしょうがないんですが、私は、それはやめることはできません。

優しさってなんでしょう、本当に言葉一つで変わると思うんです。助けてくれて言わ

れて役場に来る人もいると思うんです。そのときに、いや、ここは助けるところじゃないよと言うわけじゃないでしょう。やっぱり川南町の町民がSOS出すところは、役場なんですよ。そこに駆け込んでこられるような対応にしてほしいと願っています。次に移ります。

2点目、インボイス制度についてです。

消費税が導入されて33年、社会保障のためと導入されましたが、社会保障は改悪の連続です。小規模事業者の事業継続に重大な影響を与えるインボイス（適格請求書）等保存方式制度、適格請求書とは何ですか、どんな事業者が発行するのですか、免税・課税事業者にどんな影響を及ぼすのか、発行できない場合はどうなるのでしょうか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどの質問の答弁になりますので、勘違いされている部分は、ぜひ訂正していただきたいと思っておりますが、内藤さんが言うように、我々が寄り添うことが一番大事であるというのは当然知っております。ですから、冒頭に申し上げたとおり、両方の意見を聞いていただきたいと、一方の意見だけ聞くと、本当にそれが人のやることかというふうに聞こえますが、両方の意見を聞いてほしいという思いはあります。

その方がうそをついているとまでは言いませんが、職員に聞いてみると、また違う表現をしますので、その場でいろんな対応を、心を込めて我々もこれからもやっていくつもりでありますし、特定の意味を持った発言をするつもりもないし、これまでしてきたとも思っておりません。議員が許せない部分があれば、それは最終的に私の責任でありますので、もしそれが事実であるなら、私が正式におわびするという形になるかと思えます。あとは担当課長に答弁させます。

○税務課長（大塚 祥一君） インボイス制度についてでございますが、先ほど町長も申し上げましたが、インボイス制度、消費税ですので、国の制度であります。よって、この件についての回答は正式なものではなく、こう考えますという意味だということで御理解をいただきたいと思っております。

インボイス制度のパンフレットによりますと、「適格請求書とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます」と記載があります。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 取引先や顧客に課税事業者がいる場合、登録番号を迫られますが、一人親方の塗装業の場合はどうなりますか、またその方の場合は課税業者になって消費税を納めるのか、また免税業者のままでいるのか、親会社は取引を中止するかもしれませんよね。

それと、消費税分を値引きして、今までどおり仕事を続けさせてもらうのか、このような選択肢がありますが、このことは、この対象者には知らされているのでしょうか。そのほかにも居酒屋とか、接待で利用するお客さんに番号のついた領収書を求められたとか、文房具店などでは、今は免税業者ですが、会社員のお客にインボイスを求められた個人タクシーの場合、免税業者ですが、簡易課税を選んでも、売上げ300万円で、消費税は約月15万円取ら

れると、納めなければならない建設会社の年間5億円の課税事業者でも下請40人のほとんどが免税者で、この人たちはどうなるのか、農家の場合はどうなりますか、理容店や美容院はどうなりますか。今でも細々と営業を続けているのに、領収書を発行してくれと言われたら、常連客でも断らないと、消費税を自分が納めることになるので、生活ができない。インボイス制度のこの実施に対する不安や批判が聞いて回れば回るほど、広がっているんですね。

経済が好転するまで凍結すべきと言って、全国中小企業団体中央会は、制度の準備に取りかかれる状況にないと言っています。凍結すべきと言っています。日本商工会議所も制度の導入は凍結して、実施しないほうが良いなど、本当にインボイスを導入する狙いは、消費税の仕組みを厳しくて、免税業者が課税を強化するためだと聞きました。将来の小規模事業者は生き残れるのでしょうか、町長に伺います。

○町長（日高 昭彦君） もう一度答弁させていただきますが、やはりこれは国の制度でありまして、厳しくするのではなく、本来消費税でありますから、正式にやるというふうに理解をしていますし、その中でいろんな団体が声を出すのであれば、当然我々は地方の側ですから、一緒になってそれは支援していきたいと考えております。ただ、税のその仕組み自体に我々から声を出すというのは、非常にそれはあり得ないことなので、ぜひ今、議員が言われたような団体の方、そういう方と一緒に活動させていただく、そっち側のほうで、我々としては動けるときは動きたいと考えております。

○税務課長（大塚 祥一君） インボイスの制度について御質問がありましたので、知っている範囲でお答えしたいと思います。

インボイス制度が導入されると、課税事業者は免税事業者との取引においては、仕入額控除が適用されなくなりますので、取引先としては、課税事業者を優先的に選び、免税事業者との取引は減少する可能性があります。

制度導入後も年間売上げが1,000万円以下であれば、引き続き免税事業者を継続できますが、免税事業者との取引の場合は、インボイスを発行できないと、仕入額控除が適用できないため、価格競争では不利になります。そのため、制度導入後は、課税事業者との取引をする場合は、免税事業者から課税事業者に変わるケースがあるのではないかと予想しております。周知しているかとのことですが、もちろんこれは国のことなので、直接は存じ上げませんが、各種業界に対し、説明会を開催したり、インターネットや報道で周知を図っているようです。本町でも実施される予定になっております。各種、様々な業種のことをおっしゃられましたが、それに対する影響ということですが、インボイスを必要とする方は、本則課税の事業者のみです。この制度が始まっても、消費者を対象とした事業を行っている免税事業者には影響がないということになります。また、課税事業者であっても、簡易課税事業者は、仕入額控除に際し、インボイスを必要としません。割合を掛けるだけありますので、簡易課税事業者を対象とした事業を行っている場合は、免税事業者は影響がないということになります。さらに、JAや市場などに共同出荷している、産物を仕入れる事業者には、JAや

市場からインボイスが発行されますので、共同出荷をしている免税事業者には影響がないものと思います。消費税の本則課税事業者と共同出荷以外の取引をしている免税事業者については、インボイスの発行を求められるということなので、そこには影響があるのではないかと考えております。

先ほど町長が物事には一方だけじゃなくて、多方面から見る必要があると申しましたが、この消費税についても、違った立場の意見もあります。ちょっと紹介させていただきますと、消費税は、平成元年に3%からスタートしましたが、現在、10%と8%となっております。免税事業者には益税として、本来国に入るべき消費税が残っており、平成元年と比べて、現在、10%の場合は3.3倍残っているということになります。もちろん、これは合法でございまして、免税事業者の方が悪いと言っているわけではございません。ただ、消費者としましては、消費税を払うのは本当は嫌だけど、そのお金は社会保障など、世の中のために使われているものと思って支払っているわけです。その消費者の立ち位置に立った場合は、この制度も適正なのではないかというような意見もございまして、ちょっと御紹介させていただきました。以上であります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 内藤議員の御質問の中に、知らされているのかという御質問がございました。そのことについて、少し補足をさせていただきたいと思います。

商工会のほうで9月中に3回、税理士を迎えてセミナーを行うということを聞いております。もう一つ、インボイスについて、非常に興味を持っているということで、認定農業者協議会の研修会も税理士を呼んで話を聞くということにしているようです。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） まだまだインボイスについては知られていないと思いますので、宣伝をよろしく願いまして、次に移ります。

3点目、子育て支援についてです。

9月5日の宮日新聞の1面に、「県内コロナ禍で増加」「ゲーム依存 不登校温床」「昼夜逆転 生活習慣に乱れ」の記事がありました。また、18面に「子どもの貧困 県実態調査へ」では、「県は、県内で貧困の課題を抱える子どもと家庭に関する初の実態調査に乗り出す」とありました。川南町では、コロナ禍の長期化を踏まえ、どのような支援を考えていますか。伺います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。

県のほうの調査のお話がありましたが、本町では、子ども・子育て支援計画と一体的に子どもの貧困対策推進計画を立てております。そのため、本町においても計画の見直しのための調査を本年度実施しておりますので、計画の見直しをする予定ですが、現在の支援対策についてを申し上げます。

現在の支援対策としては、生活が大変だと感じている18歳以下の子供がいる御家庭に月1回無料で食料を届ける「もぐびよ便」や使わなくなった学生服を再利用する制服利活用事業、また経済的支援としては、生活福祉資金の貸付制度を利用させていただいております。

以上です。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時16分休憩

.....
午前11時26分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 昨日、6日の宮日には、「おいしい豚肉食べて」でニシタチこども食堂の記事が載っていました。この豚肉の提供は川南町内の方です。川南町内でも空き店舗を利用してこども食堂の話も聞きますが、いろいろ川南町も対策をいただいていると思いますが、今後こども食堂ということに対してどのような支援を考えていますか。伺います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） こども食堂については、先ほど町長も申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は商工会や金鈴学園で実施していたようですが、ここ3年間は実施しておりません。現在は社会福祉協議会が各自治公民館にお願いし、夏と冬の年2回の実施を計画しております。令和3年の冬休みから実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の夏休みは実施できていないようです。社会福祉協議会以外にこども食堂を実施したいという方がいらっしゃいましたら、まずはその方と話をし、町としてどんな支援ができるのかということも一緒に考えていきたいと考えております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） コロナ禍なので、食事を提供するのではなく、食材を配るとか弁当を配るなども聞きます。防災の備蓄品の中の賞味期限が近いものを利用したとか、こども食堂に限らず、商店街や子供たちに明るい笑顔が広がることを願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） 次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 先に通告いたしました質問要旨通告に基づき、3点について質問させていただきます。

まず、本町が行っている民間業者への委託業務についてであります。今回お尋ねしようとしていますのは、公共工事等のように最初から民間業者の請負を前提に計画された業務ではなく、本来は町がやるべきとして従来は町のほうでやられていた業務を民間に委託されている業務についてであります。近年は、民間のノウハウを生かすということで効率性、経済性の観点から民間に委託することが増えてきています。業務の民間委託については賛否を含めいろいろな意見がありますが、今回はその是非について議論しようとするものではありません。ただ、仮に民間受託業者が業務遂行の過程で何らかのミスがあり、町民に不利益が生じた場合の最終責任は町にあることは認識しておかなければなりません。

本町においても、過去には職員が自ら行っていた業務が随分と民間に委託されています。

この傾向は今後どうなるのでしょうか。

今年の6月に、兵庫県尼崎市において、業務委託先の協力関係者の社員が市民46万人余りの個人情報が入ったUSBメモリーを紛失したという報道がなされました。ちょっと飲み過ぎたんでしょうか、酔って路上に寝てしまい、データの入った鞆ごと失くしたということですか。ところが後になって、市から委託された業務は委託先からさらに別業者に委託、さらにさらに委託されていたことが徐々に明らかにされました。つまり、市の委託業務は最初の委託業者から再々委託されていたわけでありまして。工事請負等については、建設業法により一括下請禁止等の条項がありますが、今回の業務にはそのような配慮、取決めはなかったのでしょうか。あるいは、それを無視してやられたのでしょうか。いずれにしても、市民の大切な個人情報がこのような形のずさんな取扱いがなされていたことには驚きです。先ほど言いましたが、委託された関係企業、関係先が誤った処理、行動により発生した事象であっても、住民にとっては発注者の行政主体に責任を求めるしかありませんし、また、当然行政主体は責任を負うべきです。そこでお尋ねいたしますが、本町では過去には職員が行っていたが、現在は委託している業務はどのようなものがあるのでしょうか。また、その管理・監視体制はどうなっているのかをお尋ねします。

あとの質問は質問席でさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

委託業務が本当に増えているのは事実でございます。それは当然行政サービスの質の向上、コストの削減が目的でございます。そして、町民によりよいサービスを提供するというところでございますが、その分ミスがあってはならないということも承知しておるつもりでございます。詳細は担当課長に説明させます。

○財政課長（谷 講平君） 議員の御質問にお答えいたします。

以前は職員がやっておる業務を現在は委託しているという業務等につきましては、専門性が高いものにつきましては委託という方向を取っております。職員等でできるものにつきましては職員等で行うという方向性でやっております。委託の管理・監視体制ですが、委託業者への管理・監督につきましては、地方自治法第234条の2、契約の履行の確保の中で、「契約を締結した場合は、適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならない」となっています。川南町契約規則の中でも述べられております。委託業者に対して業務報告書の提出や行程会議等での状況報告、それに対する指示を行っております。契約履行期間中での管理・監督に努めております。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 常に監視・管理をやってらっしゃるというふうに承ります。

町長、委託によってそういうことがあってはならないということは御発言されましたけど、最終的責任は住民にとっては行政側、町にあるという認識は持ってらっしゃいますか。

○町長（日高 昭彦君） 当然だと思っております。

○議員（荻原 敏朗君） 当然だということで安心しました。そういうつもりで管理・監

視体制もぜひやっていただきたいと思いますと思うんですけど。

ところで、尼崎の事件は大きく報道されましたからもちろん御存じでしょうけど、それが起こったことによって、川南町では検証はされたでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

総務課では、電算関係の庁舎内インフラとかシステムの環境構築及び保守等を行っておりますけれども、川南町の場合はデータの受渡しについては両者間に設置した専用のサーバーで行っております。あの事件があったもののように外部記憶媒体を使用するとかいうことはございません。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） お聞きしたのはそういうことじゃなくて、検証をしたのですか、してないのですかということをお尋ねしたつもりです。

○総務課長（大山 幸男君） お答えいたします。

尼崎の場合と状況が違いますので、川南町におきましては検証はしておりません。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 類似の事件ちゅうか、事象はないからしてないということですけど、ただ、大きく委託という意味ではですよ、尼崎で起こったことですけど、他山の石とすることなく、ぜひ対岸の火事というんですか、でなくて、似たようなことで川南にもいろんな委託をされてるようですから、起こり得るんだということではぜひ、この後でもいいですから、またぜひ検証をお願いしたいと思うんです。先般、都市計画審議会があって、私委員になってますので出席させていただきましたけど、その名簿を見ましたら、職員の方が3人と業者が3人出席していらっしゃいましたけど、出席するなどは言いませんけど、業者の方発言される機会はありませんでしたけど、業務を委託されたからでしょうけど、職員のものに、身についたものになってるかなあという印象を受けましたので、そんな委託についてをですよ、ぜひ自分の、専門性の高いものを委託するんだよとおっしゃいましたけど、ぜひ職員のもの、町のものになるようにしていただきたいと思います。

それと、突拍子もないことをちょっと言うかも分かりませんが、今国葬で国のほうは騒がれておりますけど、安部元首相が亡くなられた件ですね、銃撃によってお亡くなりになったわけですけど、これは私全くの素人ですけど、ひょっとしたら警備の方々もあんな事件は起こり得んと思った警備があったのじゃないかという心配も、まあ、私事がするわけですけど、いろんなリスクというのは起こらないんだろうという前提ではまずいと思うんですよ。起こるんだ、起こる可能性が高いんだということでぜひ対策なり検証をしていただきたいと思います。で、例えがちょっとおかしいのかも分かりませんが、川南町が、何月だったですかね。昨年、生活困窮者に対して割増の商品券か何か買える連絡をしたと思います。その中である方に、その方転出されてて都城のほうに行っちゃったんですけど、連絡が来ないということで、後でこれは分かったんですけど、郵便局員がその郵便物を破棄してた。その中に川南町の方も入ってたということもありました。委託契約を結んだ契約じ

やないですけど、町はもちろんそんなことは意図してませんけど、そういった事例もありましたので、ぜひ委託等については重要な情報もあるかも分かりませんので、ぜひ管理・監視体制をお願いしたいと思います。ちなみに、福祉課長はこの件は御存じですよ。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 存じ上げております。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 安心しました。僕、すいません。別な行政以外の方からお聞きしたものですから、把握してらっしゃらなかったらと思ったものですから。

それとこれ、郵便のことは言ったものですから、ちょっとついでですから言わせてもらいますけど、先般参議院の選挙がありました。私は何かの手違いなんだろうけど入場券が来ませんでした。もちろん家内もですね。投票に行ったとき申し上げたら、いや、発送してるから再発行はできないということでした。じゃあ来ていないの私だけなんですかと言ったら、いや、何件かそういった苦情が来てますということでした。だから、僕としては若干、来ていないのは事実、多分発送されたのも事実なんだろう。でも、そのうやむやは何となく解消されませんでした。いろんな業務を委託されると思いますけど、当然委託先にはいろんなデータを渡したり、サーバーでのやり取りが多いとおっしゃったけど、あると思うんですけど、その取扱いは何か具体的な契約の中に入ってるんでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） 先ほど尼崎の話で検証したのかという話があっただけで、先ほど言いましたけれども、総務課のほうでうちでもこういうことが起こり得るのかというような、そういう話はしていたところであります。

今の参議院の入場券が届かなかったということでございますが、この入場券自体は自前で印刷、封筒に入れたりして、郵便局に持ち込んでいるわけなんですけれども、確認したところ、議員含めまして3軒の方に届いていないという、連絡があったのがですね。3軒の方が届いてないということで連絡を受けたということでございます。

この作業につきましては、役場としては第1段階としては各投票区ごとに1人世帯、2人世帯、3人世帯というふうに封筒に入れていきまして、その数が合ってるかどうかをチェックします。また第2段階で、全体の1人世帯とか2人世帯とかいう数を合計して、間違えないということを確認して郵便局のほうには持ち込んでいるところでございます。ちょっとその以降がどうなったのかはちょっと分かりませんが、チェックのほうはやっているところでございます。

先ほど再発行はできないということをおっしゃったということでございますが、再発行のほうは当然する、投票のときですね。することになっております。以上です。

○財政課長（谷 講平君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

業者が知り得た情報の処理ということですが、契約終了後の個人情報の処理につきましては、町では個人情報の取扱いに関する特記事項を定めておりまして、委託業者は個人情報の消去または廃棄を行った日時、担当者名、消去や廃棄した内容を記録して、書面により川南町に報告しなければならないというふうになっております。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 今おっしゃったのを聞きたかったんです。その渡したデータの後処理をどうされたかというのを曖昧になっちゃいけないなと思ったからお聞きしたんです。データの後処理までぜひ、委託、例えばレポートなり計画なりを出来上がって終わりじゃなくて、差上げたデータの後処理までを含めて委託という理解でぜひおっていただきたいと思う。だからお尋ねいたしました。

それと、これは大阪で起こったことですが、ちょっと前になりますけど、町の、川南町で言えば、地方自治の業務遂行のために多くの職員が働いています。特に近年ではプロパー職員とそれ以外の職員もいらっしゃいます。大阪の例では、非正規雇用の職員がデータを業者さんに横流ししてお金をもらってたという事例がありました。大阪市役所ですね。ぜひ町には大事な情報、町民の重要な情報等も集まって集積してますので、正職員、非正規職員含めて、その取扱いとかそのようなマニュアルが必要だと思うんですけど、そのようなものはつくってらっしゃいますか。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ちょっとマニュアルについては記憶してないんですけども、今各職員がパソコン持っておりますけれども、パソコン等に外部記憶媒体等を差し込んだ場合にはアラームが出たり、またそういうふうに設定がされておりますので、許可のない記憶媒体等で持ち出すとかそういうことは今できないような状況になっております。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） ハード的にできないという意味ですよ。だから、もっと言えば守秘義務というんですか、公務員には正規であれ非正規であれ守秘義務があるわけですから、データを持ち出したり漏洩することはマニュアルがなくても当然しちゃいけないことなんですけど、さらに先ほど言いましたように、銃撃事件のことを例えて言いましたけど、起こり得るんだという前提の下に、やっぱ時々マニュアル等を基に指導することも必要なんじゃないんでしょうかね。明日つくりなさいと言いませんけど、必要に応じて整備されるお考えございませんか。

○総務課長（大山 幸男君） 再度議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり大変重要なことだと認識しておりますので、その辺をちょっと整備していきたいと思えます。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） お願いしときます。

次の質問に移ります。いいですか、移って。はい。

町長は人口対策の一つとして、交流人口を増やして町の活性化を図るのだと言われておられると思います。その一環としてスポーツランド構想を掲げられています。具体的にはスポーツキャンプや大会の誘致ということでしたが、もちろん町長の責任ではないことは存じ上げておりますし、町長も一生懸命その対策には苦慮されているのは存じております。

ただ、ここ何年かは、新型コロナの感染拡大によって思いどおりにはこのスポーツランド構想、特にキャンプ、合宿、大会等の実施は進んでないんじゃないかと思うわけです。第

6波が収まり、先が見え始めると思っていましたけど、それが見えないうちに第7波が驚くほどの勢いで広がっているようです。先ほど教育長からも中学校の状況のお話がありましたけど、昨日も本町でも三十何人新規感染者があったようです。

私は運動公園を朝晩利用させていただいて、散歩させていただいておりますけど、キャンプ等が入っているときは朝晩までにぎやかに声がしておりますけど、今はそんな声もあまりしないで寂しい限りです。そこでお尋ねいたしますけど、今まで多くの方、町外の方々が町内でキャンプや短期の合宿あるいは大会で運動公園を利用いただいていたのですが、コロナで自粛されている団体、大会もあるようです。町長の言われるスポーツランド構想に今回の新型コロナはどのような影響があったのでしょうか。また、今まで多くの団体や人々にはおいでいただいていたわけですが、一旦この空白ができて縁が切れるとなかなか修復が、また元のように来てくださいというのは難しいんじゃないかと思うんです。コロナで疎遠になってしまった、今まで来られたチームや大会関係者とのコンタクトケアはどうなっていますか。

○町長（日高 昭彦君） 議員が御指摘のとおり、本当にキャンプ、合宿、大会等は激減しましたので、本当に大きな影響があります。その中で御承知のとおり竹乃屋が倒産という形になりましたが、おかげさまでリニューアルに向けて今動いてるところであります。今、我々ができることは、今議員が言われたとおり、これまでの関係はしっかり保ちたいと思っておりますし、日本製鉄鹿島はこの前全国大会にも行っていただきました。1回戦は副町長、職員、それから観光協会の職員で行ってもらいましたし、2回戦のほうは私がちゃんと都合がつかしましたので、私のほうで観光協会のお土産を持って行かせていただきました。要は、鹿島については地方大会、それからキャンプの変更等、事あるごとに監督、マネージャーとは常に連絡は取っております。可能なことはしっかりこちらでやらせていただいておりますので、本当に最小限に被害というか、影響は引き止めて、次なる構想に向かってしっかり踏ん張っていきたいと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） 日本製鉄鹿島につきましては、今町長がおっしゃいましたように1回戦は副町長なり行っていただいて、2回戦は残念ながら準優勝チームに敗退したようですが、行っていただいて、それは少なからず向こうも認識していただいているかと思えます。

ただ、残念なことに今年はコロナの影響でやられなかったようですが、鹿島については今年は、御存じでしょうけど、鹿児島を予定されておりました。キャンプはですね。コロナで実施されませんでしたけど。鹿児島については以前から来てくださいという話はあるちゅうふうにはあるコーチから私も聞いていましたけど。

都市対抗大会というのは町長も副町長もちろん御存じでしょうけど、非常にもマスコミ等の注目度も高いし、お客さんもいっぱい入りますし、可能であればあれを利用して町のPRできんかなと常々思っているわけですが、コーチと、これは雑談だと思ってください。正式な話ではありませんので。あそこのチアガール等がやりますけど、あそこ、AKBBとか出

るわけにいかんとねったらいいですよって言ってましたから。とか、これはよた話だと思っ
てください。とか、スクリーンにいろんなPRが出ます。あんなのも可能であれば利用できる
のかなという気もしますので、ぜひお願いします。

そのほかに、町長も高校球児だったから御存じでしょうけど、滋賀県の近江高校ってござ
いますよね。春は準優勝でした。夏もベスト4だったんですかね。滋賀県大会の決勝戦の相
手は御存じですか。近江高校の。（発言する者あり）立命館守山ですよね。これもコロナ前
までは川南にずっと来てたんですよね。だから、あの辺あたりもぜひまた、今はコロナが燃
え盛ってますけど、時々日本製鉄同様にコンタクトを取っていただければと思うわけです。
立命館については、町長御存じでしょうけど、関西では関関同立、非常にネームバリューの
ある学校ですよね。そして、大学、高校もありますし、立命館の名前等も何とか利用でき
たらいいのになと思うわけです。だから、そのようなお考えございませんか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな可能性は当然探っていくべきだと思います。今回はコ
ロナということではありますが、実際は竹乃屋が倒産したということが一番の原因、まあ両
方が関係してるわけですけど。春以外の時期も、今は休んでおりますが県の大阪事務所にも
職員を送っておりますので、関西等はいろんな形で年間を通していろんな計画は考えてい
るところでございます。

○議員（荻原 敏朗君） 私もスポーツそんなに知ってるわけでない、野球については少
し知ってますけど、御存じのように高校、大学、夏も合宿、キャンプしますよね。だから、
ちょっと名のある大学はもう夏も、うちも産経大が来てくれてますけど、してますので、町
長おっしゃったように春だけでなく夏でも可能だと思いますし、先ほど言いましたけど、立
命館大学については県の運動公園辺りでもやってるようですので、もし可能ならですね。ほ
かにも、毎年夏と冬だけでなく、福岡の高校のチームがそれこそ100人以上ですかね、毎
年、ゴールデンウィーク中も来られてました。ぜひ来られてたところ等もし御存じなければ、
今まで来られたところをチェックするなりして、ぜひコンタクトを取っていただければと思
います。

それともう一点ですけど、運動公園が整備されるという、再整備されると町長、するとお
っしゃいましたけど、ぜひキャンプや合宿、大会等にもなるべく支障のないように、また支
障があるとすればその辺の事前の連絡等を丁寧にしておくべきじゃないでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおり、例えば産経大とかサッカーの希望が丘、監
督と直接、大学も高校も直接連絡を取って、いろんな形で高校も何度かアタックしてくれて
るんですが、ホテルがないということで断念をされております。春夏以外に年間を通して、
例えば大学のサークルであるとか、そういう計画もしっかり組んでいきたいと思っております
ので、これからリニューアルする竹乃屋をしっかりみんなで盛り上げるためにも、商工会、
農協、漁協、観光協会もですが、いろんな形でチームとして取り組んでいきたいと思ってお
ります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午後0時00分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

ここで、総務課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（大山 幸男君） 先ほどの養原議員の質問の中で、尼崎市の情報流失事案を受けて、検証、対応はということでした。個人情報保護のための安全管理措置ということで、県の通知文、個人情報保護法の施行に伴う地方公共団体等における安全管理措置等の対応について。委託業者へのセキュリティ対策の徹底及び確認についての文書を全職員宛てにメールで発信しております。また、セキュリティマニュアルはということでしたが、川南町情報セキュリティ規則、また川南情報セキュリティ対策基準とございますので、こちらのほうを周知徹底していきたいと思っております。以上です。

○議長（中村 昭人君） 以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○建設課長（黒木 誠一君） 議員のおっしゃるとおり、整備については、事前に相手方にきちっと通知した上で始めたいと思っております。以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） ぜひ、了解というわけにはいかんでしょうけど、丁寧な説明を求めておきます。ついでに、町長ちょっとおっしゃいましたけど、竹乃屋もいっぺん倒産したけど、再建される方がおられて、今それに向かって進んでいらっしゃる。今回の予算にも補助予算が上がっておりますけど、その進捗状況というんですか、御存じっていうんですか、つかんでおられればお教えいただくとありがたいんですが。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えしますが、当初は10月の予定でした。御存じのとおりいろんな状況で、資材等の遅延、それで年末のモーツァルトには何とか間に合うようにということで、現在は、社長等で打ち合わせで進められているところでございます。

○議員（養原 敏朗君） 12月のモーツァルト祭には間に合うようにという御答弁ですけど、実際私、東京にいる、音楽を職業としている友達がおります。あんまり高尚な音楽じゃないんですけどね、ロックンロールって分野なんですけど、彼が言うには東京で——川南出身ですから、川南のことは常に興味を持っておってくれるんですけど、川南は、モーツァルト祭というのはかなり評価されていますよ。音楽仲間ではですね、ということですので、ぜひモーツァルト祭に間に合って、今年もできるように、サイドからでもよろしく叱咤激励してあげてください。ぜひ、コロナで少し停滞したスポーツランド構想ですが、少しく、足踏みの状況かと思っておりますけど、今後もぜひ多くのチーム、大会を呼び込んで、町勢、町の勢い発展に、ぜひ御努力頂きたいと思っております。決意がありましたらお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、スポーツだけではありませんが、町の再開発も考えておりますので、しっかりと全力で取り組みたいと思っております。

○議員（養原 敏朗君） お願いしておきます。

最後に、西都児湯医療センターについてお尋ねします。

この件については、たしか昨年12月の定例会であったと思いますが、2025年問題、私質問させていただきました。その中で、西都医療センターに脳外科の医師がいなくて手術等ができず、さらに遠くまで搬送せざるを得ないと。以前は本町の人々も西都救急病院で大変お世話になったんだが、今は困っている旨のことを質問いたしました。その際町長は、趣旨を御理解頂いたと思うんですが、御自分が児湯郡の町村会の会長をしていらっしゃるということで、その中でイニシアチブを取っていききたいというお話をされました。その後、脳外科医の課題は、今もまだ常駐はされていないみたいですけど、どうなったんでしょうか。児湯郡町村会としてはどのようなアクションをされたのかお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） 今回の質問にお答えいたしますが、西都、児湯で定期的に会合があります。特に多いのが、環境整備組合の事務組合の議会等がありまして、あれから一番直近にいくと、3月にありましたときに、西都、児湯の首長全員がそろいますので、その席で、全員いる中で申し入れをいたしました。ただし申し上げときますが、西都、児湯の西都児湯医療センターというのは、西都市が100%出資した独立法人でございます。地方独立行政法人です。我々が求めるのは、夜間救急センターについては負担金を出してやりますので、その運営はしっかりとやってほしいということは申し述べています。ただ、西都市が運営する分については、児湯郡として、特に踏み込んで発言するわけにはいきませんので、みんな意見は伝えておりますが、特に、今は裁判中でもありますし、こういう問題は県の副知事、それから部長を通して、そちらのほうからの話として伝えてもらっていますし、我々も意見として、しっかりと全員でその場で伝えております。前は8月にもありましたし。ただ、医師については、デリケートな発言になるかもしれませんが、宮大とか県の考えでは、今の理事長を辞めさせたら来ませんよという方で考えておられます。だから市長の言い方とは違うんですが、裁判中ではありますので、それ以上は差し控えますが、我々ができることはしっかりとやっていきますが、その中で、特に救急医療センター、夜間については、当然負担金を出しているわけですから、そこは責任を持ってやってくださいという申し入れを正式に行っております。

○議員（養原 敏朗君） 独立行政法人のことですから、大きくは踏み込めないというのは分かります。ただ、児湯郡の町村会も負担金を、夜間救急医療については出しておりますので、当然一定の発言は可能かと思うわけです。もちろん町長もされているということですけど、理事会、私は、理事長でも市長でもどうでもいいことなんです。要は脳外科医がおってくれるかということが課題なんですね。ぜひ、のべつ限なくどんげなったか、どんげなったかというわけにはいかんでしょうけど、折に触れて町村会として、ぜひ理事会等にはそ

ういった申入れをしていただきたいと思いますと思うわけです。先日、登り口に住むある友人が心臓が悪りして、医師会病院に運ばれたっちゃ、自分は意識がなくて知らなかったっちゃけどという話を聞きました。今、脳外科医のことを言っていますが、可能であれば心臓等についても、これから一分一秒を争うような病気については、ぜひ、町長、12月におっしゃったように町村会の中でイニシアチブを取られて、ぜひ理事会に申入れをしていただきたいと思います。そのような行動を取っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの答弁でございますが、先ほども申したとおり、内容については我々は踏み込めませんので、それ以上は言いませんが、申入れは必ず毎回しております。県の副知事、総務部長のほうから、そこは第7次医療計画の中でしっかりやっていただきたいと思いますということを県から言ってもらっています。

○議員（荻原 敏朗君） 町長が足を踏み入れられる範囲があることも承知をしております。ぜひいろんなチャンネルを使って、おっしゃったように副知事なり、いろんなチャンネルを使って、ぜひ住民が安心して暮らせるような環境、医療環境づくりに御努力頂きたいと思います。この中に、今度の都市計画審議会、先ほど申しましたけど、その中でもアンケート調査されておりますけど、いろんな頻繁には行われていませんけど、町が行われるアンケート調査では、必ずって言うといいほど、町に優先して取り組んでほしいという課題については、医療、病院関係が上位に挙がってきています。今回、この都市計画審議会に関わるアンケート調査では1位になっております。そのように、町民の安心安全の確保には、どうしても医療問題は不可欠だと思うんですね。今回、通知の中には挙げていませんけど、先般質問しました統廃合対象病院の中に独立行政法人宮崎病院も入っておりました。今、コロナの関係で再編計画なりが先送りになっているようですが、ぜひ町長として、先ほど言いましたようにいろんなチャンネルを使われて、町民の医療問題に関わる安心安全が担保できるような、そういうふうにやっていただきたいと思います。先ほど言いましたように、脳疾患、脳外科だけじゃなくて、心臓に関わることについても、いずれは解決していただきたいと思います。先ほどおっしゃいましたけど、町長の国立病院機構の問題も含めて決意をお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 医療の問題につきましては、医師数、医者の数、宮崎県自体が全国で残念ながら非常に低い位置にありますし、宮崎県の中でも、西都、児湯はまた一番下という状況ではございますが、命という最も大事な大切な問題でありますので、それは我々首長が責任を持って、しっかりと訴え続けていきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） 次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 一般通告に従い、2項目質問したいと思います。

1項目め、耕作放棄地の利用について。

2項目め、令和4年度行政座談会の説明について。

この2件について質問したいと思います。詳しい質問は、下の質問席にてさせていただきます。

す。

町は現在、耕作放棄地にハコヤナギらを植えて、5年後にバイオマスの原料とする計画を進めていますが、現在地球規模で食糧危機を言われ、畜産関係の肥料も高騰しています。普通農家の化学肥料も品物もない、値段も高くなっています。ここで今、私は、耕作放棄地で食料を作ること、効率のよい作物を植える必要があると思ひまして質問させていただきます。

今、耕作放棄地は町内で、約でいいんですが何十町ぐらいあるのでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年度における遊休農地の面積は、約49ヘクタールです。こちらのほうは基盤整備等の実施により、再生が可能な農地になります。このほかに、長年耕作されずに、再生利用が不能と見込まれる農地は、約147ヘクタールあります。こちらのほうは現地調査等を行い、国の方針に基づき農業委員会で非農地判断を行っていく予定になっております。以上です。

○議員（河野 禎明君） このウクライナ危機というのが突然やってきたんですが、町では、この食糧危機問題について話合いをされましたか。どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 食糧危機、大きな問題であります。含めて、地球規模の問題は食糧危機を含めて気象変動、それからエネルギー、いろんなことがありますので、食糧危機だけについて話合いをしたかという質問には、はっきりとは申し上げにくいかもしれませんが、未来に向かって、我々は常に将来のことを考えて話し合っているつもりでございます。

○議員（河野 禎明君） 本来なら、2月24日からロシアがウクライナ侵攻を始めて、こういう食糧危機という問題が起きたわけです。ここは危機感を持って、やはり川南町には耕作放棄地というのが大分の面積あります。ここで、やはり話合いとか、そういうことをする必要あるんじゃないかと思ひます。

これは、ちょっとこの質問したいんですが、川南で今、耕作放棄地で作物を作るとしたら、大豆、麦、トウモロコシら、私はそれぐらいしか分からないんですが、川南にとって一番効率的な作物っていうのは何か説明できる方いらっしゃいますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

最も効率のよい作物というのは、正直、今のところ私たちでは分かりません。ただし、今議員が言われるように、トウモロコシ、麦、大豆っていうことなんですが、これは、食料としてのっていうことですか。それとも畜産の餌としての話……。

はい、それであれば、トウモロコシについては実を飼料とする子実用のトウモロコシのことかと思ひます。それに関しては農耕飼料として非常に多くのものが輸入されているかと思ひますが、それを自給しようとしても、まず収穫に必要な機材とか大型のサイロが必要であったりとか、かなりの面積が必要であるということと、あと、耐湿性の低い作物であることから、収穫期が台風シーズンと重なるために、こちらの地域ではなかなか作付けが難しいと。

あと、大豆についても、単収が安定しないということから、なかなか広がらないということで、こちらもかなり規模の大きな面積でやらないとメリットが出ないということで、国内

ではほとんど、北海道とか東北のほうの、かなりの面積を持つところが生産を行っているようです。九州でも、福岡から佐賀にかけて、筑後平野っていうんですかね、そちらのほうで生産が行われているようですが、こちらもかなり面積を生かした生産が行われるということで、再生協に、町内でもそういう大豆の生産をした方がいないのかと問い合わせたところ、挑戦をした方はいたんですが、小麦等と同じように、気候が合わないということで、2年目の作付に取り組まなかったというふうに聞いております。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 私も農家でないのでよく分からないんですが、やはり作物作るのは、今の説明で聞くと、大変難しいことは分かります。ただ、今、町は、現在またハコヤナギらですか、耕作放棄地に、それを植える計画を推進しているのですか今、どうでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの質問にお答えします。

ハコヤナギにつきましては、川南町と農業に関する連携協定を結んだ双日さんの、実際やっているのは、双日モリノミライという会社になるんですけど、そちらのほうが、自分のところで持っている苗を栽培して、燃料等に活用するということが計画をされております。

実際に、町で植えて栽培するっていうことではなく、双日モリノミライがやっている事業を、土地がどこにありますよっていうお世話とか、あと相手方の土地の地主の方との交渉の中に入ってからお助けするとか、そういったことを支援するっていう意味で、町のほうも携わっております。以上です。

○議員（河野 禎明君） 私も大分考えましたが、ハコヤナギらを植えて5年かかるわけでしょう。何とかこの5年の間、この耕作放棄地、大分の面積があります。何か川南町で作れる作物、これがないのか話合いして、何かそれに挑戦するということが今必要ではないんでしょうか、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

何か新たな作物にチャレンジをしたほうがいいんじゃないかという御質問ですが、県のほうとも、今後露地園芸についても品目を定めたりとか、推進する体制を整えて、一緒に協議しながら作物を選定していくという話合いをしておりますので、現在はまだ決まっておりますけれども、そういうふうには話は進んでおります。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 今やはり、大規模農家というんでしょうか、大がかりに外人さんも雇ったりしてやっているところもあるんですけど、経営状況を聞くと非常に厳しいんです。ここのところは、今産業課長が申されたように、やはり国、県の補助やらの支援を受けて、新しい作物、川南ならではの作物、そしてやはり収穫がある程度あって後継者も育つような農業、それをぜひ目指してほしいと思います。反問はありませんでしょうか。

○議長（中村 昭人君） 河野議員、質問でなくて反問ですか。反問はないそうです。

○議員（河野 禎明君） 2項目めの質問に移りたいと思います。

今年、令和4年の行政座談会がありました。その座談会の1か月後ぐらいだったと思うん

ですけど、私は、小学生の子供のいる親と会って話したことがあるんですけど、その保護者から、これは私もびっくりしたんですが、座談会で、唐中だったのか国中なのか、それを利用するとすると、今度の中学校統合でですね、何か東日本震災、南海トラフ級に対して、その大地震に対して、安全がどうも保障できないという発言があったらしいんです。その方は小学生の親なんですよ。その座談会での説明では、ちょっとその中学校が、その大地震に対して、あんまり安全が確保できないごとあるから新中学校をつくりたいという発言だったそうです。となると、小学生の親からしてみると、耐震工事っちゅうのは、小学校、中学校同じようにされていると思うんですけど、じゃあ小学校はどうでもいいんですかと、中学生だけ安全を守ればいいんですかと、そういう、ちょっと腹かいたような物言いをされたんですよ。そこでちょっとお聞きしたいんですけど、小中学校の耐震工事の状況を教えていただきたいと思います。

○建設課長（黒木 誠一君） 各学校の耐震の状況についてということですが、地震に対して学校が安全かと問われますと、各学校は、平成8年から平成27年に実施した耐震改修工事により、文部科学省の設定する構造耐震指針を超えていますので、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険が低い建物になります。安全な建物というよりは、一応崩壊しない、安全に避難することができる建物でございます。耐震改修の工事の目的は、建物が崩壊する前に逃げて命を守ることでございます。大規模な地震に対して、倒壊や崩壊の危険性が低い建物に学校は改修されております。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） ああ、今の答弁を聞いたらちょっと安心をしたんですけど、小学校、中学校も、何とか大地震が来ても、生徒が何とか逃げ切れるような建物であってほしいと思います。そういう耐震構造がしてあると、なかなか新しい中学校というのが必要なかなというのが、今私の頭の中でちょっと分からない状況ですけど。今、中学校だけの建設計画がありますが、やはり保護者は、小学校の校舎らもちょっと心配をしています。だから中学校だけつくるのではなく、町長の説明にもありましたが、座談会でですね、今後物価が1年ぐらいで下がってくれば、やはり小中一貫校を望む声が多いのですが、それはいかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 河野禎明議員が今言われました、小中一貫教育校についてお答えします。前回もお話しましたと思いますけれども、小学校と中学校、今、近々の課題は中学校の国光原中学校が1学年1学級になるということで、中学校をまず統合しないと、中学校3年間の教育環境が図られないと、教科担任制であると。小学校は学級担任制であるので、そしてまた地域文化の拠点でもありますので、現在は小学校はそのまましておきたいということで、以前に答弁させていただきました。それから、小中一貫教育という言葉ですけども、本町は国が示す小中一貫教育の中の小中連携教育をやっているんです。それはどういうことかということ、小中一貫教育校にも、施設の一体型でやっている学校もあれば、併設、隣型でやっている学校もあるし、うちみたいに小学校が点在しているとなかなか集まる

ことが難しいし、であれば、小中連携でやりましょうということで、川南町ニューフロンティア教育研究会というのを立ち上げて、先生たちが中心になって、9つの部会で一生懸命勉強をされて、それを学校に還元されております。その成果が令和2年度に認められて、県の教育長表彰も受賞しているということで高い評価を受けています。もう少し具体的に言いますと、小中一貫教育校は、宮崎県内に何校あるか御存じでしょうか。19校です。で、義務教育学校ちゅうのが3校です。小中一貫教育校のうち大王谷学園が今年の教職員録からは、小中一貫校ちゅう名称から外れていましたけれども、ちょっとそこら辺は定かではありませんが、そこを除いた18校で人数を割ると、1学校125.7名しかありません。そして全ての学校が、中学校が1学年1クラスです。ということは、1学年1クラスであるということは、先生の数も少なくなるし、免許外で授業を持たないといけないと、そういうことになるんです。しかし、立地条件と合わせて、特に規模の小さいところ、そこは小学校とか中学校とか幼稚園、保育園も一緒にして、そしていっぱい賑わって、そして9年間の連続した学びを見届ける教育課程っていうのを目指しています。ただ、宮崎市とか大きなところの小中一貫教育はありません。だから本町も、喫緊の課題は中学校の統合ということで考えていますし、小中一貫教育を否定しているわけでもありません。私も6年間おりましたので、小中一貫教育の良さ、それから課題、そういったものを十分承知しているつもりであります。ですので、やがて川南町が人口がどんどん減少して行って、これはやっぱり小中一貫のほうが子供たちの教育環境がよくなるぞという時期が来たら、そこはやっぱり検討すべきことでもあるなと思いますが、現段階では、言いますように小学校は統合する予定は今のところはございません。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 今、教育長がいいことおっしゃっていただいたんですが、ほんと将来は人口が減るんですよ、生徒数が減ります。もう10年後、15年後の減り方は、皆さんが想定しているより物すごく少なくなります。各小学校も少なくなります。私も、この前いつでしたか串間市に視察に行きました、議員で。串間市は6つの中学校を1つにしました。最初は反対が多くて、説明会に行っても相手にされなかったそうです。今どうなのかっていったら、結局、串間市は広いですね、そこをどうやって串間市はこの中学校を一つにまとめたかというのは、スクールバスを使うことがやれたわけです。結局、各6つの中学校があって、そこには事務職員、保健の先生、教頭先生、校長先生もいるし、それを1か所にした場合は、当然人員の削減、経費の削減。私はスクールバスを6台回しているって言ったから、これはちょっと負担が重いんじゃないですか、年間2,300万ぐらいと質問したら、やっぱりそういう人件費が、結局もう低く抑えられたからスクールバスの運営ができますということでした。となると、今川南、小学校が5校あるんですよ。5校あって、多賀でも新入生が少ないと聞いていますが、これは生徒数のことやらを考えると、今中学校だけつくって、大変な今建築資材が上がって費用がかかると思うんですけど、私が心配しているのは、中学校つくったら、あと小学校はつukれない。別々だと特につukれない。で、今教育長が言われたごつ

ですね、何年後かにやっぱり基金やら積み立てて、その生徒数の減少に合わせたところで小中一貫校をつくったら、当然経費の削減もなるし、で、通学が一番問題ですよ。ここを保護者を理解してもらうには、スクールバスを動かせば、串間市のように皆さん納得してもらえるんですよ。1年生の子が今、極端にいうと一人で通学している可能性もあるんですよ。危ないわけですよ。だけど小中一貫校で小学校も一つになれば、通学も安全が確保できます。今、特に教育長が言われたことが、私も本当にそうだなと思います。人口減を考えたら、今中学校だけじゃなくて、やはりこの小中一貫校を、やはりまだまだ話合いの場に出す必要があると思います。以上で終わります。

反問は……ありません。ありがとうございます。

○議長（中村 昭人君） その前に、禎明議員、質問通告に添った内容でお願いしたいなと。

答弁があれば、教育長のほうから答弁していただきたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 河野禎明議員のせっかくの御質問でありましたので、今、私が考えている小学校の教育について、ちょっとお話ししたいと思います。

今、校舎をどうのこうのというハード面的なものもほんとに大事な問題でありますけれども、今小学校にお願いしているのは、小学校と小学校の連携教育をやれないかと。今小学校と中学校の連携教育はやっていますけど、小学校、小学校の集合学習という形態があるんですけど、それを次年度は小学校5年生だと思えますけども、宿泊学習があるんですけども、町内全ての小学校が一緒になって宿泊学習に行くとか、あるいは近隣の小学校と一緒に遠足に行くとか、もう一步踏み込んで授業を一緒に行うとか、そういう形で少ない人数をカバーをしながら小学校は小学校なりの教育を、ソフト面ですね、進めていきたいと考えておりますので、小学校と中学校が必ずしも一貫教育に今から絶対するんだっていうのは、今の時点では考えていませんけれども、その時代、その時代に依じて、川南町にとって必要な教育を協議をしていきたいなと思っております。すみません、以上です。

○議員（河野 禎明君） 教育長、大王谷におられたんですけど、やはり小中一貫校ですよ、大王谷は。あまりうまくいかなかったんじゃないんでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） その質問が出るのではないかなと思っていましたので、用意しておきました。

実は、私は平成18年度に平岩小中学校が小中一貫で宮崎県で初めて小中一貫校として設立した当時、財光寺南小学校の教頭でおりました。そして2年後に、平成20年度に、その当時の日向市の教育長が日本で1,000人を超える小中一貫教育校をつくりたいということで、大王谷学園に行けということで、私は大王谷学園に管理職として赴任しました。

そのときの人数は、小学校が750ちょっとだったと思います。中学校が350ぐらいだったと思います。で、1,100人を超える、それも併設型の、だから中学校があって、その下の段に小学校がある。そこを学びの架け橋という連絡通路を使って、小学校の子供たちが中学校に

行って中学校の授業を受ける。そういった形での小中一貫教育で、その中に前期ブロックが、小学校1年、2年、3年、4年、これを4、5年、6年、中1を7年とって4、3、そして8年、9年、中2、中3を2とって、4・3・2制ですね。今ではどこも、どこもというか、川南町では6・3制でやっていますが、その区分を、当時は4・3・2制ってというのが結構ポピュラーというか、そういう形にやったんですけども、厳しかったのは、なかなか小学校の先生方と中学校の先生方が同じ職員室でなかったのも、話す機会がなくて、お互い同士の理解を深めるのが非常に難しかったので、それを成功させるために私行ったので、いろんな工夫をしてきました。その中で小学校は、例えば英会話科がありましたので、英会話科を中学校の先生が来る、それから音楽、図工とか、そういったものを中学校の先生の専門性を生かしたものを受ける。小学校の先生は、中1ギャップとって、中学校に入ったときに子供たちが慣れないので、中学校1年の教室に行ってケアをします。そういった形での4・3・2制を入れたんですけども、PTA部会もなかなか一つになれなかったんです、大きすぎて。その中で、何とかして成功させないかんとということで、いろいろな手を打ってきましたけども、厳しい点は、やっぱり人数が多過ぎると。今、現大王谷学園どうなっているのかなと思って、電話で教育委員会に尋ねてみました。やっぱり4・3・2制には戻さずに6・3制でやっていますと。やっぱり人数が多過ぎるのが、若干の課題がありますということでしたので、小中一貫にふさわしい、大体人数とか、それから条件とか、そういったものがあるので、今宮崎県が小中一貫と義務教育学校は、僅か6.2%しかないというのは、なかなか難しいんです。そこを御理解いただければと思います。以上です。

○議員（河野 禎明君） 大変詳しい説明ありがとうございました。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（中村 昭人君） 以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時55分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第2「議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第47号について質問いたします。47号について質問します。

この条例は、議案の提案と補足説明を見ましたけど、私にはどうしても分かりにくいので、分かる説明をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公

布されました。個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から実施されることとなります。これまでは、民事事業者に対しては個人情報の保護に関する法律、国の行政機関に対しましては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等に対しては独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と、それぞれ個別の法律が制定されて適用されておりました。これらの3つの法律を1つの法律に統合するとともに、各地方公共団体がそれぞれ独自に制定しておりました個人情報保護条例についても、統合の個人情報保護に関する法律において全国的な共通なルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することになったことによるものでございます。法律が一本化されたことに伴いまして、町の条例もその法律の中に入るといようなこととございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） これまで町でつくっていたのを廃止しなければどうしてもならないということなんですか。そのまんま生かすということはできないということですね。分かりました。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第48号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第49号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第50号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第50号について質問させていただきます。

立派な福祉施設が供用開始になろうとしていることはとてもありがたいことだと思っております。使用料の規定も整備され、管理体制は万全のものになろうとされていますが、町民が、また、福祉を必要とする人たちが自由にくつろげるとか利用できる場所、例えば、にぎわいスペースの日常的な無料開放はできないのか。それとも、催し物ではなければ自由に利用できるのか。使用料規定では1円という数字が上がっておりますけれども、1円という数字は利用申請をしなくちゃ恐らくこの数字は出てこんどと思いますけれども、そうじゃなくて、もう自由に無料で開放できないものかお伺いしたいと思います。例えば、文化ホールのエントランスホール、ここはもう使用料規定がないようですけれども、そのような空間の位置づけはできないものかお尋ねをいたします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） にぎわいホールにつきましては、営利目的で使用する場合の基準ということで、1平方メートル当たりということで書いております。あと、使用料につきましては、使用料及び徴収の基準によりまして、減免ができる団体というものも指定してありますので、その団体については無料で使用できるということになっております。以上です。

○議員（米田 正直君） 団体ではなくて、例えば、社会福祉協議会なり、もしくは福祉課に相談に行った方がちょっとくつろぐ場、または、数人かで集まっているいろいろくつろぐ場とか話し合う場、もう気軽に話し合う場にならないのかどうか。これは1円と書いてありますけど、1円という数字を出すことにおいては、恐らく申請書を出さなければこれは利用できないんじゃないかというふうに捉えるわけですが、そうじゃなくて、もっとフリーな空間にさせていただくわけにはいかんのかお伺いしたいと思います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） にぎわいスペースの中には、テーブルと椅子と自由に使えるように設置してありまして、そこに個人で議員がおっしゃいましたように来てちょっとおしゃべりをしたりとか、そういう場合については自由に使えるということになっております。以上です。

○議員（米田 正直君） では、無料で自由な空間があるという捉え方でよろしいですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 福祉センターについては、公の施設になっていないかという、前、建設のときに言うたけど、でも、公の施設にはならんと言ったけど、あそこには福祉課が入って役場の業務をしよるわけだが、町の役場はどういう施設になるわけね。公の施設にはならんわけね、この役場は。公の施設になるはずやと思うっちゃけど、ということは、福祉課の職員が役場の職員じゃねえということになっとやろうかいと思うとよ、役場の業務じゃねえっとじゃろうかいと思うっちゃけど、そこ辺のちゃんとすみ分けを明確にしとらんかったら、後々問題が起きたとき、いろいろややこしいなっち思うわけですが。

そこと、もう一つ、上の方が福祉課、2階に福祉課があって、下の方が社会福祉協議会になったちゅうような話やけど、俺は逆じゃねえかなと思うっちゃけど、福祉課を下に置いて、社会福祉協議会を2階に置いとったほうがあえちやねえかしらと思うけど、町民が利用するというのは、町民の目線に合ったところ、役場の仕事、福祉課を置いておって町民目線で相談に応じるようなというふうにしとらん、2階へ上がっていくちゅうともなかなか年寄りは大変だっというように思うけど、いつ暇か、福祉課がええなごちやるけど、そこいらのところはどんげ思いますか。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時20分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

新しい総合福祉センターは、2階が行政財産ということと、1階が公の施設というふうに区分しております。それで、1階は公の施設でありますので、使用料を徴収するということが今回、この使用料徴収条例の改正も行っているという状況でございます。なお、先ほどからありました、福祉課と社会福祉協議会は、2階に、なります。1階はですね、子育て支援センター、それから町民がいつでも集える「にぎわいホール」というふうに設定してあるところでございます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） すみません、ちょっと1点だけ。

今回は条例で使用料についてですが、ほかの内容的なもの、その運用とか、それというのは特に、もう10月からオープンなので、そういうものというのは特に、議会の中では決めていかないんですかね、どんなふうに例えば、例えばですね、病後児保育の利用であるとか、調理室の使用の時間とか、そういう細かい分というのはどのような感じで決定していったら、もう、今決まっているのかなというのを伺います。今回は利用料という形になっていますけど。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。

病児・病後児保育事業等については、契約により行う事業なので、私債権となり、別に要綱を定めて、その中で利用料を徴収するというようにしております。ちなみに、病児・病後児保育については、町内の方でしたら1回1,500円、町外の人については2,500円ということで今のところ設定しております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） じゃあ、詳細がもう決まっているということで、いいんですね。

では、私の自分の所管の委員会ですので、その資料というか、その要綱を資料として求めますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）について伺います。

2款1項5目16節公有財産購入費21節補償補てん及び賠償金について伺います。これ全員議員知っていたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、提案理由説明では、新中学校建設用地として公有財産購入費1億3,700万円と説明がありました。面積は、いかほどか。1万7,465平米とのことですがけれども、地目ごとに面積を教えてくださいというふうに思います。

○財政課長（谷 講平君） 中津議員の御質疑にお答えいたします。

中学校建設用地の土地の購入ということですが、地権者が3名ございます。地目が、宅地と農地ということがございます。合計が、先ほど中津議員が言われましたとおり1万7,465.91というのが、平方メートルというのが正確な数字でございますが、それぞれ宅地、農地の、それぞれ3者ですね、面積を申し上げます。3者、申し上げます。宅地、まず1人目の宅地の面積ですが332.18平方メートルと、農地もございます、農地が1,620.00平方メートルでございます。

2番目の方が、宅地が2,804.41平方メートルと、農地が5,264.32平方メートルでございます。それから、3番目の方が農地のみでございます7,445.00平方メートルでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） もう粗っぽい計算で申し訳ないわけですけども、面積が1万7,465平米、これ坪に直しますと5,292坪になろうかというふうに思います。これ1億3,700万円で割りますと坪単価2万5,888円になろうかと思えますけれども、この金額は妥当な金額なのか、伺います。それと、売主の要望、この辺は加味されているのか、理解は得られているのか、お伺いします。

○財政課長（谷 講平君） 中津議員の御質疑にお答えいたします。

これは、去年の12月の議会で不動産鑑定委託料というのを議決頂いておりますが、その中で、不動産鑑定士から鑑定頂いた評価額に基づいてですね、計算して、土地購入費を出しております。それから、地権者の皆様には、とりあえず接触をしております、御了承頂いているということで進めております。以上です。

○議員（中津 克司君） 2件の方が家屋、宅地ですけども、家屋移転等必要なわけですけども、売主の要望、もう代替え地等について、町としてどのように対応をしていくお考えか、また要望があるのかどうか。

また、用地購入費、補償費の積算根拠、この辺は委員会で明確に説明していただけるのかどうか、質問します。

○財政課長（谷 講平君） お答えいたします。

土地等のいろんな詳細につきましては、委員会のほうで御報告いたしたいと思っております。それから、代替え地に関する要望等については、地権者といろいろ検討を行っております、それも加味してですね、今後検討をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今、同僚議員が質問した件と、この予算じゃけんど、まあ聞くところによったら、この地権者との交渉が、うまくいっとらんようなんで、修正案を出すちゅうような話も聞きますが、そういうことをしよっと、このもの、新中学校建設の案がいろいろ、問題が出て遅れるようなことがありますから、やっぱそういうなんを、極力なくなるように、うまいと交渉して進めてもらいたいと思います。それから、この前、この消防団の機庫の備品連続窃盗事件に関して、もう町長のほうから、執行部のほうから一方的な報告のみで終わっておりますわけですが、この資料を見ますとね、監視カメラの設置がもう完了して、予算が執行されとるわけですが、もう、そうすると、この39ページの消防費のところを見ると、その予算計上がされとらんわけです。予備費を流用したちゅうことでありますが、もう当初でこの対応策、この監視カメラの設置の事業費も上がとらんわけですが、もうこの予算はですね、予算、この法96条にあるわけですが、予算の議決権は議会のみが有する権限である法96条の2項、予算はこの議決なくして確定せず執行することができないちあるわけですが、この96条にも違反しとって、まあ多分これで執行部は専決処分したちゅうような回答になると思いますけど、法の規定による専決処分ができる場合は議会が成立しない時と

かあるわけですが、この予備費、予備費についても、予備費だから何でも使ってもいいちゅうようななんがねえわけですが、予備費の充用が適正であるかちゅう問題も出てくるが、予備費は予算にない科目の支出はもちろん、科目があっても予算で全然見積もられていない支出や、支出が不足を来した科目に充てることはできるちあるけど、法令上、支出してならない、支出に充てることができないともあるわけですが、予備費の充用は妥当であったのか伺います。多分、この専決処分したとには、いろいろ時間的制約があつてできんかったと思いますけど、この事業を見ると、監視カメラの設置に使うとるわけですが、この専決処分すつとじゃったらですね、俺はこの盗難物品の補填に、もう盗難物品については、これは人命に関わるものじゃかいですね、もう消防団の初動出動に、初動に関わって、この物品がねえと、助かる命も助からんわけですから、やっぱり優先順位的にはこの物品、盗難物品の補填を。自分の考えではですね、専決処分するべきじゃったと思うわけですが。別に、監視カメラを設置してんせんでん、消防団の活動には影響及ぼさんわけですが、この物品の補填に使うべきじゃなかったとか思うわけです。この優先順位ちゅうかな、まあ、要は、ちょっとそこ辺がずれとっち、思うわけですが、そこを伺いたい。

○議長（中村 昭人君） 児玉議員に申し上げます。

この提案されている内容とはちょっと違うと思えますが。

○議員（児玉 助壽君） 違うけんどん、大事なことじゃが。

○議長（中村 昭人君） 大事な問題ですけども、議案質疑ですので。

まあ執行部がお答えできれば、答えていただきたいと思えますが、大丈夫ですか。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、予備費の件ですが、予備費は、自然災害や急激な景気悪化といった不測の事態に対して予算に計上するものというふうに理解をしております。今回の消防機庫の盗難については、一度、御報告はさせていただいております。議員の言われるとおり、監視カメラの設置よりも、ほかの盗難物品を補充するのが先ではないかということでしたが、まあお恥ずかしい話ですが、結果的に2回、盗難に入られることとなっております。これ以上、2回以上入られる恐れもあったものですから、取り急ぎ、物品のまず自宅保管を指示して、もう一度入られた場合に対してのカメラ設置というものを優先させていただきました。あくまでも応急的な対策として、監視カメラを設置したものであります。今回、予備費の予算については、二度目の盗難のときに窓ガラスを割られて入られておりますので、そういった小窓、中窓で、格子づけとか、格子の取付けですね、そういった対策を行って、これ以上の被害が及ぼさないような形で考えております。また、チェーンソー、盗まれた物品に関しては、国庫補助事業等で導入していることもあり、国とか県と協議しながら、早急にですね、再配備に努めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

新中学校の土地購入の件でございますが、確かに、地権者の方からそういう意見もお聞きをしたところでございますが、職員が翌日伺ったところ、「いや、このまま進めてください」というお返事も頂いております。

また、前々日ですかね、直接役場のほうに電話がございまして、「前に進めてください」という本人からの考えを伺っております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） もう、今の財政課長の説明によりますと、その地権者の問題については、誰かが流言の流布を行っとなるように思えるわけですが、まあ、そういうことが起きないように、慎重に進めていただき、事業進捗に影響及ぼさないようにしてもらいたい。

議長は、議案と関係ないことを質問すんなち言いよったけどよ、自分としては、地区の防災、自主防災会を仕切っとなるわけですが、もう、こういう人命に関わる物品等がなくなっとならですね、助かる命も助からんわけですから。取ったやつが、人でなしみたいなやつが悪いっちゃけど、管理するものの責任がねえと、まあ言えんわけですけど。消防団に命を預けとるようなものですわのね、火災やなんやんなったら。もう火災の場合は、初期消火が一番大事ですから。ぼやが、あの初期初動が、初期消火が遅れると小さいぼやが大火事になって大災害になるようなことがあるわけですから、やっぱり、国の補助じゃの何じゃの言うたらんでん、やっぱり必要なものは、町の持ち出しでですね、町の自主財源でも、専決処分してやっぱり装備してもらいたいちゅうとが、一議員じゃねえして「町民」としての願いですよ。そういうことで、町長。ここは、清水の舞台はないけどですね、浜の崖ん上かい飛び降りる気持ちで、この盗難部品の補填を早急にしてもらいたいと思っておりますが、どうですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 御意見ありがとうございました。

こちらとしても、最善の判断だとは思ってやったわけですが、議員が言われるようにですね、やはり、命、そういうものを、やっぱり優先順位という、こちらでつけた順位が絶対的に正しかったというのは考え直す余地はあるのかなという気はしますが、総合的にしっかり判断しながら、いろんな意見を聞きながら、速やかに、対応したいと思っております。ありがとうございました。

○議員（養原 敏朗君） 議案第51号川南町一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねいたします。

まず、33ページですね。6款1項5目18節負担金補助及び交付金の稲作経営基盤強化対策事業補助金ですが、2分の1補助と説明ありましたが、上限はないのでしょうか。また、どのような機械が想定されているのでしょうか。2点目は、中学校建設に伴う予算であります。用地関連予算で2億3,500万円、41ページに測量造成工事に関わる基本設計及び地質調査費委託料で1,158万1,000円が計上されています。そもそも畜魂碑のある場所では狭いのではという意見が議員から出ていましたが、すると教育長は、狭いところを有効に使うことが教育だという旨おっしゃいました。今回提案されている、取得が提案されている予算の土地は、

その土地より、さらに、広いわけですね。教育長がおっしゃった趣旨とちょっと理解にギャップがあるんですけど、その辺伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

6款1項5目の稲作経営基盤強化対策事業補助金の、まずは上限ということでございましたが、上限は特に聞いておりません。あと、何を入れるかということなんですが、農家からの要望が上がってきておりますのが、コンバインと田植え機が主なものです。以上でございます。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの御質疑にお答えします。

確かに、議員に言われるように、ふるさと文化公園に新中学校を建設するという、はっきり申しました。その根拠としましては、まずは、国の基準を満たしているかということもありますが、なぜそこに候補地を選んだかということがあります。それは、2つあります。

一つは、時代が求めている、国が求めている、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるのが、学校と社会が共有しなくちゃいけないと。そして、連携・協働によって実現していくことが求められるんだと。ですから、学校と、学校を核とした地域づくりをより一層推進しやすい場所であるというのが一つであります。

もう一つは、新候補地周辺には文化ホール、図書館、それから運動公園、それから文化財等があり、非常に子供たちにとっての教育環境が整備されております。そこで、生徒の教育環境を、より充実させる場所であるということが、そのふるさと文化公園を場所の選定にした理由でございます。それから、土地の取得に関しましては、設置校舎面積が、国が2,922平方メートルに関しまして6,370平方メートルの建設予定を立てております。それから運動場につきましては、国が5,470平方メートルに対して、8,200平方メートルがふるさと文化公園で200メートルトラック6レーンができると。そういうことで、その場所をということで考えたところであります。ところが、新候補地は国の基準では満たされているんですが、町民の皆様からですね、非常に多くの意見を頂いた中で、場所はここで構わないが、面積を拡充してできないのかと。特に部活動とかで狭いんじゃないかという意見もありました。そのときには、部活動は週に2日間休まなくちゃいけないので、日替わりで、今日はサッカーが使う、今日は他の部活が使うというような工夫をすればできないことはないよというようなこともありましたけれども、そういった要望がたくさんございましたので、臨時教育委員会で、生徒の教育環境がより充実するということを考えた場合、土地の取得を目指したいということですね、そういう形になりましたことを御承知おきください。以上でございます。

○議員（菱原 敏朗君） 稲作機械については分かりました。

用地取得の件です。私が聞いたかったのは、議会には、狭いところを有効に使うことこそ教育だと。スポーツクラブもあるじゃありませんかちゅうたら、今は文化クラブのほうが重要なんですよという説明をされました。教育長はです。まあ、私は両方とも必要だと思うんですけど。だから、議会が言ったときは「必要ありません」。じゃあ、まあ、多くの町民か

ら確かにそういったことを言われたんでしょう。だから議会も、もうちょっと広いところが必要じゃないんですかって申し上げたら、それは否定されたわけですよ。その理由は分かりました。多くの町民から言われたからというのはですね。私も、広いほうがいいと思います。思った、思っておりました、同僚、何人かの議員と一緒にです。でも、そのときは、狭いところを有効に使うのが教育だとおっしゃっていて、今回の説明では、ちょっと、何か、すっとんと落ちるような理解をちょっとしかねるところです。

それと、用地交渉について一つ。地権者のお一人から、8月31日に私に電話がありました。口頭では了解しましたが、実は、7月中に答えを出してくださいと。それと、令和5年には引っ越してくださいとかいろいろありまして、家族3人なんですけど、話し合っておられて、息子さんたちの了解は得ないままに、オーケーというような返事をしたけど、まあちょっと、家族間でいろいろあっているから、もうちょっと話し合う時間が欲しいから保留するように骨折ってくれんかという電話が直接ありまして、私も、ちょっと、憔悴し切っていたので、直接伺って、話を聞いて、その趣旨は町側には伝えたところなんですけど。ただ、また昨日の朝、電話がありまして、財政課長がおっしゃったように、私には「このまま進めてください」とはおっしゃいませんでしたけど、私の反対でできんようになったと言われても困るし、このまま議会の判断なり町の判断を待ちたいという旨のお話のまた電話がありました。何ていうんですかね。できましたら、地権者の方がうまく判断できるような環境づくりというんですかね、それを交渉の中でやっていただきたいと思うわけですか。いかがでしょう。

○教育長（坂本 幹夫君） 養原議員が今言われました土地の件ですけれども、私は、この議会で、同僚議員の方が、土地は狭いんじゃないかと、土地は広いほうがいいんじゃないかと言われたときに、それはやはり子供たちにとっては土地が広いほうが教育環境は充実しますと、私ははっきり答えています。ただ、その場、そのときには、土地は買えないので、そこの上のほうで工夫して使うこと、特に体育の授業では何ら問題はありませんと、そういう答弁をしていると思います。以上です。

○財政課長（谷 講平君） 御質疑にお答えいたします。

今後も、相手の地権者に対して、快く、気持ちよく土地を売っていただくようにですね、交渉を進めてまいりたいと思います。

○議員（養原 敏朗君） 土地については、教育長、広いに越したことはないけど、土地があそこしかないからそのような答弁をされたということなんですけど、まあ、それは後で議事録調べてみますから、ここで、いや言わなかったよ、言ったよということは、僕も自信もありませんので申し上げませんが、ただ、狭いところを有効に使うのが教育だとおっしゃったことは、間違い、記憶にはっきり残っています。

それと、用地についてはですね、財政課長がおっしゃったように、過剰な負担なりにならないように、負担をかけないような交渉というんですか、尻を切ったり、まさか地上げ屋

のようなことはされないでしょうけど、十分、留意していただきたいということを申し上げておきます。回答は不要です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）についてお伺いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、23ページですけれども、山本地区コミュニティセンター改修工事についてお伺いいたします。提案理由の説明であれば、屋根高の調整をということでございましたけれども、どういった改修をされるのか、ちょっとお伺いいたします。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ホールの屋根高調整ということですが、山本コミュニティセンターの一番奥のホールが、天井が高くなっております。そのままの状態だとエアコンの効きとかが悪くなるので、屋根を下げてですね、エアコンの効き、その他をよくするような、屋根の高さの調整をすることにいたしております。以上です。

○建設課長（黒木 誠一君） まちづくり課長補佐の回答に補足いたします。

山本地区の別館改修においては、別館改修とは別に、屋根つき広場約200平米を別棟として設け、事務室、調理室でお湯が使えるよう、調理台の取替えや、大きく間取りの変更が行います。その点で、他の別館改修よりは工事費が増すこととなっております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 屋根高の調整ということでございます。低くするというところでございますが、各別館ですね、屋根を高くした、私が社会教育課の担当しておるときに、そういう町民からの要望がありました。といいますのが、各自治公民館において、婦人学級とか、まあ成人、子供ももちろん含むわけですけれども、いろんな活動が活発でありました。そのときに、レクリエーションをやらせておられました。ミニバレーボール等を使ったレクリエーション、そうしたときに、屋根が低いと、当たるわけですね。レクリエーションなんかできんわけです。それとか、体操なんかもするわけですけども、圧迫感を感じるわけです。それで天井を高くしてもらえないだろうかという要望があって、各別館ですね、恐らく同じな形態で中央別館もそうでありますし、多賀別館も高くなっておると思います。そういったことで高くした経緯があるわけですけれども、そういったことは考えられないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この改修については、地元の自治公民館長と綿密な打合せを行っております。当然、自治公民館長も、地元の方々ですね、打合せを行っておりますので、恐らくもうそのようなことはないということで、今回の改修の内容に至ったということになるかと思っております。以上です。

○議員（米田 正直君） 住民、地域住民との話合い、まあ自治公民はその代表でしょうけど、そういった中で協議をされて、低くしたほうがよいということのことだと思えます。レクリエーションとかは、もうホールじゃなくても、ほかの施設があるという捉え方でいい、捉えていいのかなというふうに思いますが。あわせて、ちょっともう3問目になりますけれども、代替施設ですね、公民館改修するときに代替施設ちゅうのが予算化されておると思いますが、代替施設はどこに造られるんでしょうか。

○まちづくり課長補佐（今井 孝洋君） 工事期間中の代替え施設について、山本コミュニティセンターについては、代替え施設は登り口公民館を予定しております。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑、ありませんか。

○議員（福岡 仲次君） 関連して、今の山本コミュニティセンターの改修工事についてであります。この現在の耐用年数はどのくらいで、これをやったことによってどうなるのかを、お聞きしたい。

○建設課長（黒木 誠一君） 山本別館の改修についてですけれども、この改修をすることによって、鉄骨造の耐用年数が延びたりするということは、ございません。改修は、地域住民の要望や、身障者に優しいつくりとなっており、大本の鉄骨造の強さとかそういうことを補強することではありませんので、鉄骨造の耐用年数が長くなるということではございません。以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） 耐用年数がということですが、では、今の耐用年数はどのくらいあるんですか、あと。

○建設課長（黒木 誠一君） 鉄骨造のおおむねの耐用年数は、およそ45年でございます。以上でございます。後ほど確認いたしまして報告いたします。申し訳ありません。

○議員（福岡 仲次君） いや、僕がなぜ聞くかということはずね、今まで東小学校なりいろんなところ今から改修していくわけですが、その中で一番大切なのは、地元の人がどう利用していくかと思うんですよね。その中で、やっぱり、この耐用年数がどのくらいあって、この山本については、4,060万円近くの金を使うわけですから、これについて喜びあるコミュニティセンターになっていただきたいなと思っていますので、こういう質問をするわけですから。耐用年数があとどのくらいあるか調べた上で、こういう工事はしていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第51号川南町一般会計補正予算について幾つか伺います。まず、6款農林水産費の1項農業費、33ページに幾つかありますのでお願いします。まず、3目の農業振興費、賄材料費153万円の内容。それから5目園芸振興費の畜産団体補助金JA尾鈴に対して95万5,000円、これの団体の内容。それから、6目畜産業費、畜産酪農の堆肥舎の攪拌の事業が2,600万上がっていますが、これは何件の農家さんで、総事業費、補助プラス農家さんの事業費を入れた総事業費がどれくらいのものなのか。

それから、2項の林業費で町有林の薬剤注入委託料125万5,000円、よく分かりませんので、具体的な場所であるとか、これをする効果はどのようにあるのか。

それから、次のページ、35ページです。7款商工費の2目商工業振興費、商工会地域経済活性化運営事業の300万の具体的な内容。それから、その下の3目観光費、青鹿自然公園キャンプ場トイレ改修工事335万円の具体的な内容と年間利用とか、そういう普段の利用が分かれば、そこもお願いいたします。

それから39ページ、教育費です。2目の事務局費のモバイルルーター購入です。これはWi-Fi環境がない家庭に対して支援をしていくもので、39万ですが、モバイルルーターという言葉もきちんと教えていただきながら、実際に何件に対しての補助をするのか、それと何台購入するのかを伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず最初に、賄材料費から行きたいと思います。こちらは学校給食の食材として、県産の黒毛和牛を提供するというもので、回数は5回、町内の小中学校に黒毛和牛を提供する事業でございます。延べ人数としては6,145人、職員を含むとしております。

続きまして、6款1項5目園芸振興費の産業振興団体補助金です。こちらはJA尾鈴が外国人の技能実習生の宿泊施設を整備する費用として、県の事業を利用しております。

続きまして、6款1項6目畜産業費、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金は、件数は1件でございます。ハマユウ尾鈴ポークがクラスター事業を利用しまして、堆肥舎と堆肥を攪拌する装置の整備を行います。総事業費といたしましては3,993万円、自己負担が2,368万5,000円を予定しております。

続きまして、町有林松林薬剤樹幹注入委託料ということなのですが、こちらは伊倉浜の松林の松くい虫の防除、樹幹注入を予定しております。

続きまして、商工費、7款1項2目商工会地域経済活性化運営事業補助金ということで、昨年も実施いたしました歳末大売出し、そちらの事業をやる予定になっております。昨年、非常に好評であった各店舗で行う事業についての補助も含みまして、今回、歳末大売出しをやる予定にしております。

あと、7款1項3目青鹿公園キャンプ場のトイレ改修工事ということで、老朽化によって雨水等が侵入しておりまして、雨が降るたびに大便器のほうで満水になるということで、原因が漏水なのか、正直分からないところがあります。一番奥のトイレの部分を全体改修ではなく、最低限の改修を行うということ。簡易水洗のトイレに交換しようと考えております。ちなみに、利用者数、青鹿公園は利用料が無料なので、金額はないのですが、利用者数としましては、近年、ずっと増えてきております。数字を持ってきていたのですが、後でお答えしてよろしいですか。すみません。

○教育課長（山本 博君） モバイルルーターの件で御質疑をいただいております。対象は小学校9世帯、中学校が6世帯の15世帯分であります。モバイルルーターというのは、ポ

ケットWi-Fi、それを購入したいと考えております。購入は20台購入することにしております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。33ページの農業振興団体補助金、外国人宿泊施設の整備、よく分かりませんが、具体的な場所があって、農協さん、JA尾鈴さんの負担がどれくらいか。どれくらいの施設規模の外国人の宿泊施設という意味が分からないのですけれども、詳しく分かればお願いいたします。

それから、青鹿自然公園、確かに利用料はいらないので、たくさん利用されているのも全然構わないし、逆に言えば、もっとホームページとかで宿泊、そこが使いやすいようなキャンプ場になればいいかなと。最近では車でキャンプをする方も多いので、そこら辺が充実されるようなキャンプ場になればいいのかなと思っています。その辺りの整備も何かあってもいいのかなと思っています。青鹿キャンプに対して、何か考えがあれば、今後の川南をPRする意味で何かあれば、トイレの改修と同時に何か考えていけば教えていただきたいなと思っています。それからモバイルルーターということで、15世帯。残りの世帯は家のWi-Fi環境が整っているという前提でよかったのでしょうか。その辺りをお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

JA尾鈴の外国人の宿泊施設ということなのですが、大久保にあります大久保の郷の跡地だと聞いております。あと、額については、これは県の補助でして、定額割当ての補助になっておりますので、全体額は把握しておりません。あと、先ほど答えることができませんでしたキャンプ場の利用者数としましては、平成30年から言いますと、平成30年が189名、令和元年が175名、令和2年が22名、令和3年が471名になっております。昨今のキャンプブームによって、かなり多くの利用が見込まれているようです。あと、トイレ以外の整備についてはということだったかと思うのですが、利用料を取っていないということもありますし、今のところ、それ以外を整備していこうという考えはございません。以上でございます。

○教育課長（山本 博君） 御質疑にお答えしたいと思います。

インターネットの未接続世帯なのですが、調査をしまして、小学校が35世帯、中学校が13世帯の48世帯ありました。親御さんの教育方針というか、そういったこともあって接続していない世帯もあろうかと思えます。補助の対象にしておりますのが、教育課のほうで生活困窮世帯に対して就学援助を行っておりますが、その対象の世帯、要保護と準用保護世帯に支援をしたいというふうに考えておまして、この48世帯の中から15世帯が対象になるということで、それ以外の世帯はお願いをしまして、接続をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 産業振興団体、外国人受入れ宿泊施設というのは、場所がすごく気になって、大久保の郷さんの話はずっと以前に聞いていて、1回、町のほうが切ったという話を聞いていたもので、よく分かりませんが。農協さんのほうでそこを受けていただいて、活用ができればいいなと思っていたところなので、活用としてはすごくいいこ

とだと思っております。感想を言ってもしょうがないのですけれども。キャンプ場についても分かりました。Wi-Fi、モバイルルーターは、逆に言えば48世帯以外は、もう皆さんWi-Fi環境があるということの捉え方で、すごいと思うのと、今回、モバイルルーターの場合は、機械の導入費用だと思うのですが、モバイルルーターの毎月の使用料、1ギガ幾らというのがありますよね。この負担というのはどういうふうに考えていらっしゃるのかなど。最後の質問ですが、よろしくお願ひします。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

モバイルルーターで購入の39万円を上げております。通信費で43万2,000円を上げておりますので、これがセットというふうに考えてもらえればいかと思います。ですから、Wi-Fiを購入しまして、その今年度分の月額費も込みでWi-Fiを購入するという形になります。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）についてお伺ひします。

各款、項の中に一般職給料、1人とかで増額補正がしてあったり、ほかの款、項の中には一般職給料マイナス1人、それから2人で増額補正がしてあったりするのですが、これは期内の職員の異動に伴うということなのですか。お伺ひします。

○総務課長（大山 幸男君） 谷村議員の御質疑にお答えします。

おっしゃるとおり人事異動に伴うものでございます。以上です。

○議員（谷村 裕二君） マイナスがついているということは、その課の職員が1人減って、プラスのところは、そこにどっか異動したということになるのですか。そういう理解でいいのですか。はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）の27ページ、多様な子育て支援、放課後児童対策事業費のエアコン設置工事となっていますが、川小と言われましてけれども、放課後というのは川小だけなのですか。教えてください。

○教育課長（山本 博君） エアコンの設置工事の件であります。今回は川南小学校の多目的室の工事になります。ほかの児童クラブにつきましても、それぞれのところにエアコンが設置してありますので、今回はここだけになります。というのが、エアコンが今現在ついているのですが、容量が低くて、とても暑くて用を足していないということで、今、ついているのを別のところに移して、新たに容量に合うものを設置するということでの今回の設置になります。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後 3 時24分休憩

.....
午後 3 時34分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで建設課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほどの福岡議員の山本コミュニティセンターのあと何年もつかという御質疑について、お答えいたします。一般的には、あと8年ですが、今回の改修時に悪い構造箇所は点検補修し、また建設後も適正に維持管理し、延命していきたいと考えております。また、発言中に「別館」と私、答えてしまいましたが「コミュニティセンター」の誤りです。申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（中村 昭人君） 日程第7「議案第52号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第52号について、ちょっと伺いたいのですが、歳入について減額で、そして今度基金積立金を増額されます。今の時期にするというのは意味があるんですか、お尋ねします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質疑にお答えします。

まず、今回補正予算で上げさせていただいた理由としましては、決算に伴って繰越金が発生しました。その繰越金について、どう処分していくかということになるわけですが、一般会計で負担すべきものについては精査をして一般会計に戻すと。その他の分については基金に積んで、次年度、令和4年度または次年度以降について計画的に運用するためにお金を積み立てるものでございます。それで、このタイミングに計上させていただきました。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第53号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第54号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10「議案第55号令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「認定第1号令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第12「認定第2号令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第13「認定第3号令和3年度川南町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議

することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午後 3 時43分休憩

.....

午後 3 時44分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から中津克司君、徳弘美津子君、川上昇君、竹本修君、文教産業常任委員会から福岡仲次君、河野浩一君、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から河野禎明君、蓑原敏朗君、文教産業常任委員会から児玉助壽君、米田正直君、内藤逸子君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選出することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午後 3 時44分休憩

.....

午後 3 時45分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に竹本修君、同副委員長に福岡仲次君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に児玉助壽君、同副委員長に河野禎明君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、20日の会議において、審査結果を委員長から報告をお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆様お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各委員会での審査をお願いします。

午後 3 時50分閉会

.....